

# 外国人労働者の労働災害発生状況 と安全衛生管理

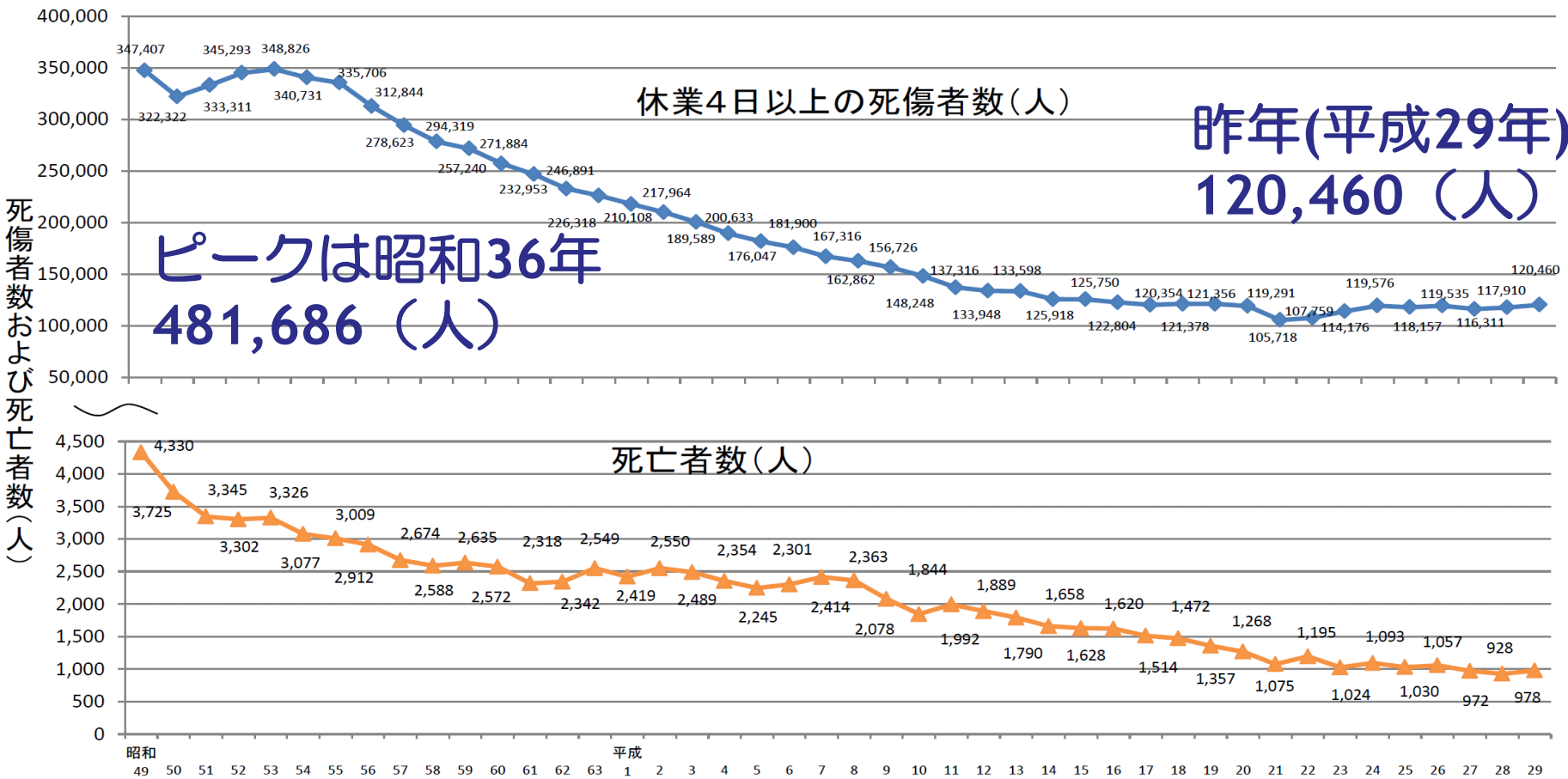
青梅労働基準監督署 安全衛生課

平成30年度労務管理講習会  
外国人労働者の適正な雇用と労務管理等について



# 労働災害発生状況の推移

- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、3年ぶりに増加した。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業や第三次産業で増加するなどして、2年連続で増加した。

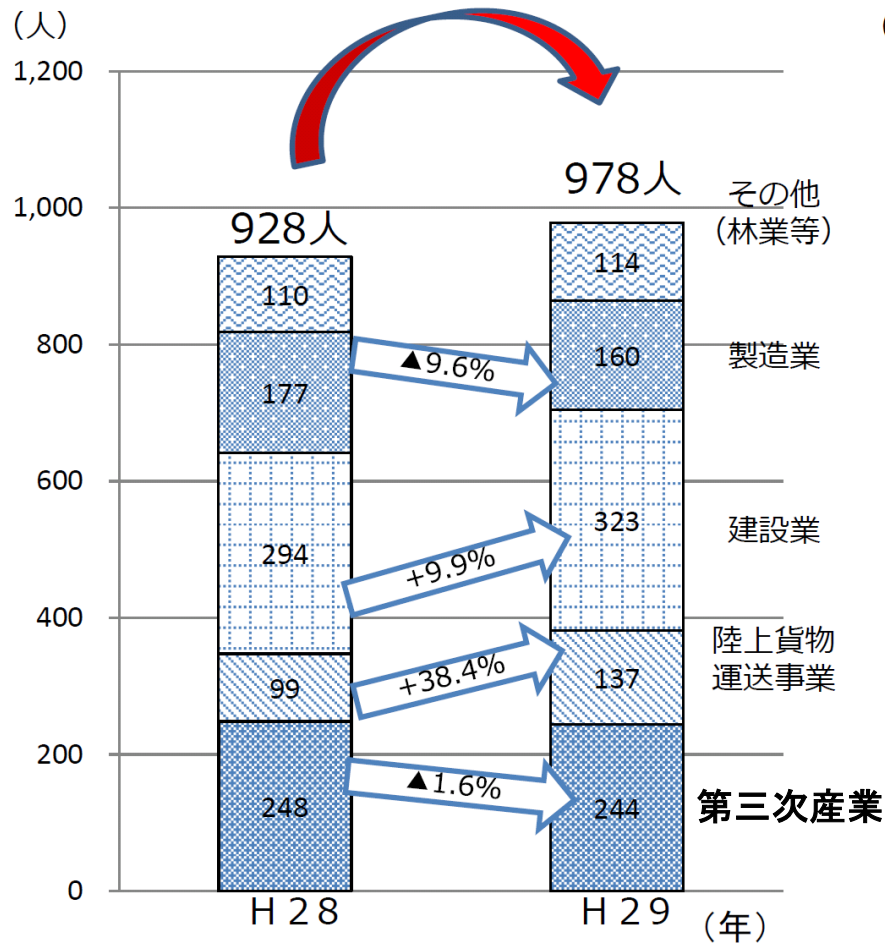


出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成  
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

# 労働災害発生状況 (H29) [全国]

## 死亡災害

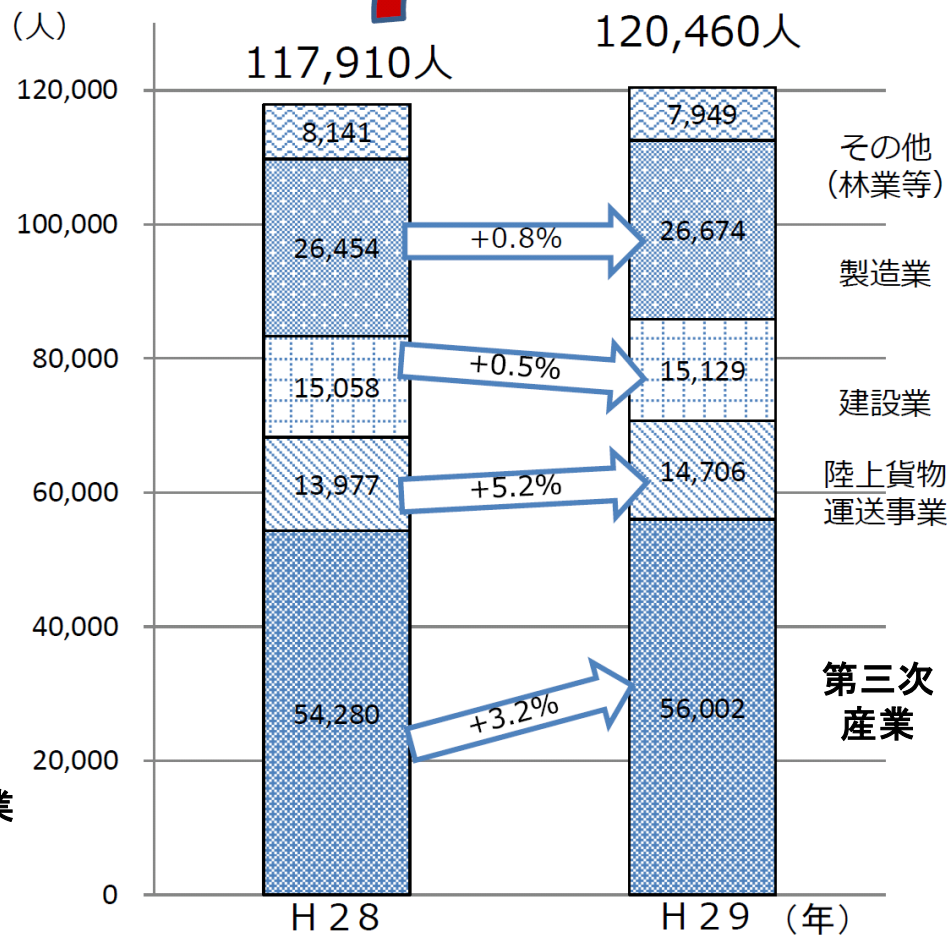
+50人(+5.4%)



出典：死亡災害報告

## 休業4日以上の死傷災害

+2,550人(+2.2%)

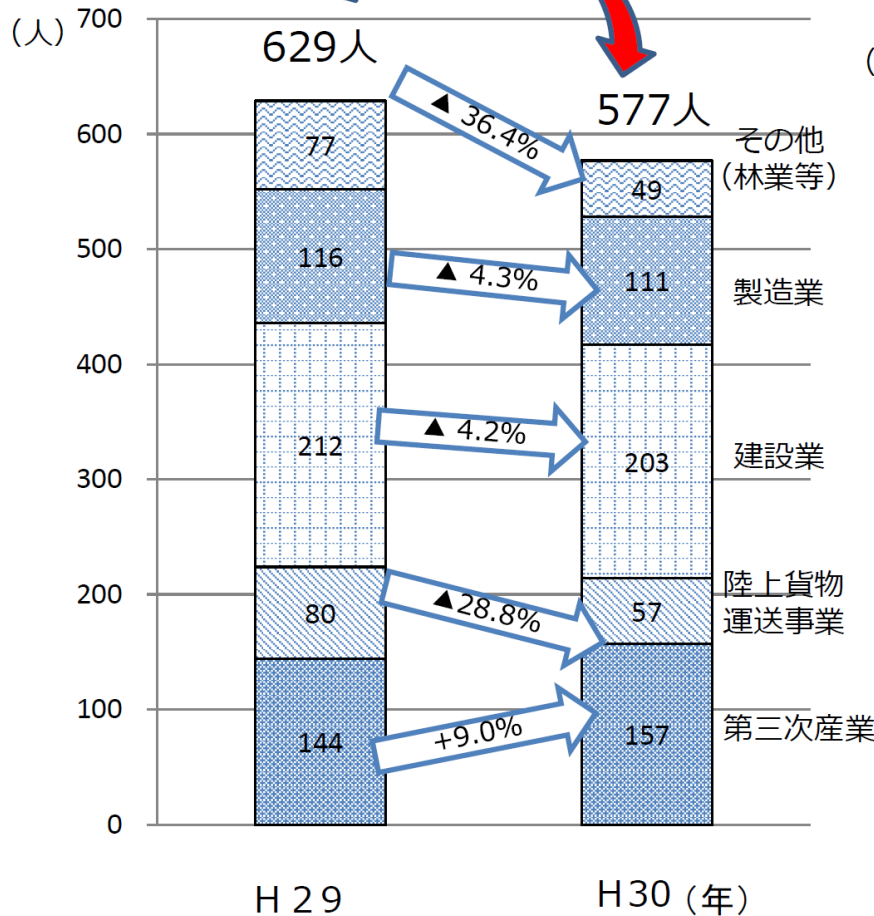


出典：労働者死傷病報告

# 平成30年 労働災害発生状況 (10月速報値)

## 死亡災害

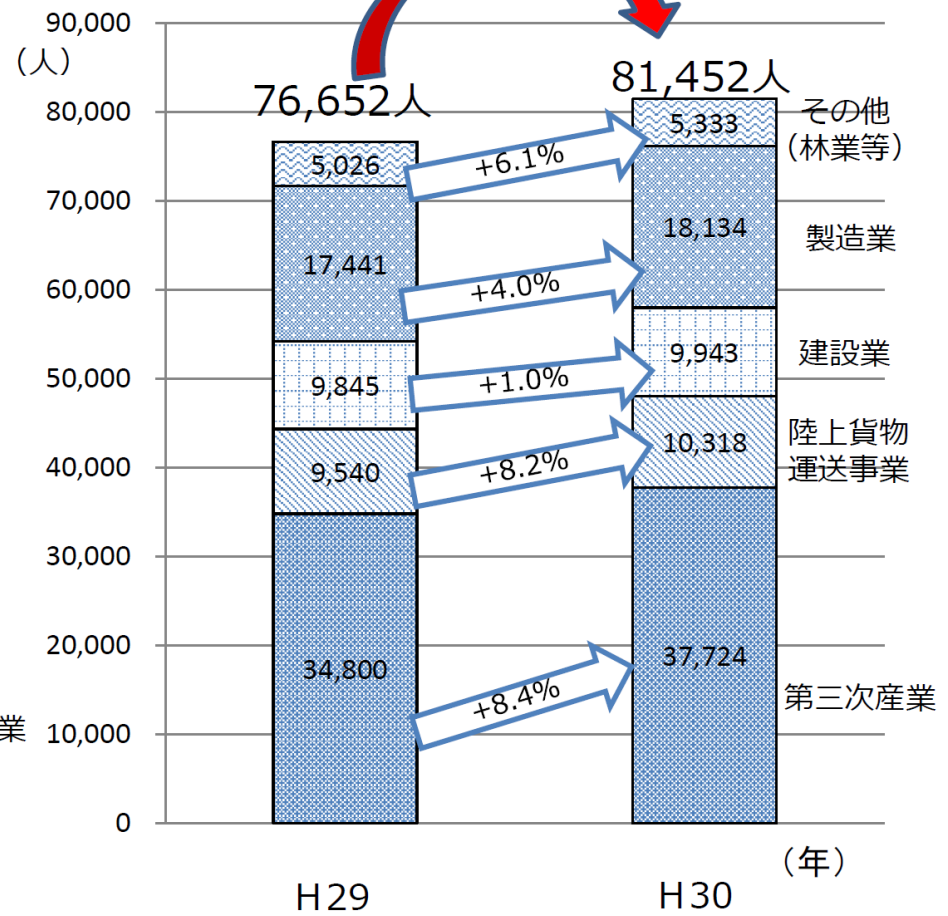
▲52人(▲ 8.3%)



出典：死亡災害報告

## 休業4日以上之死傷災害

+4,800人(+6.3%)

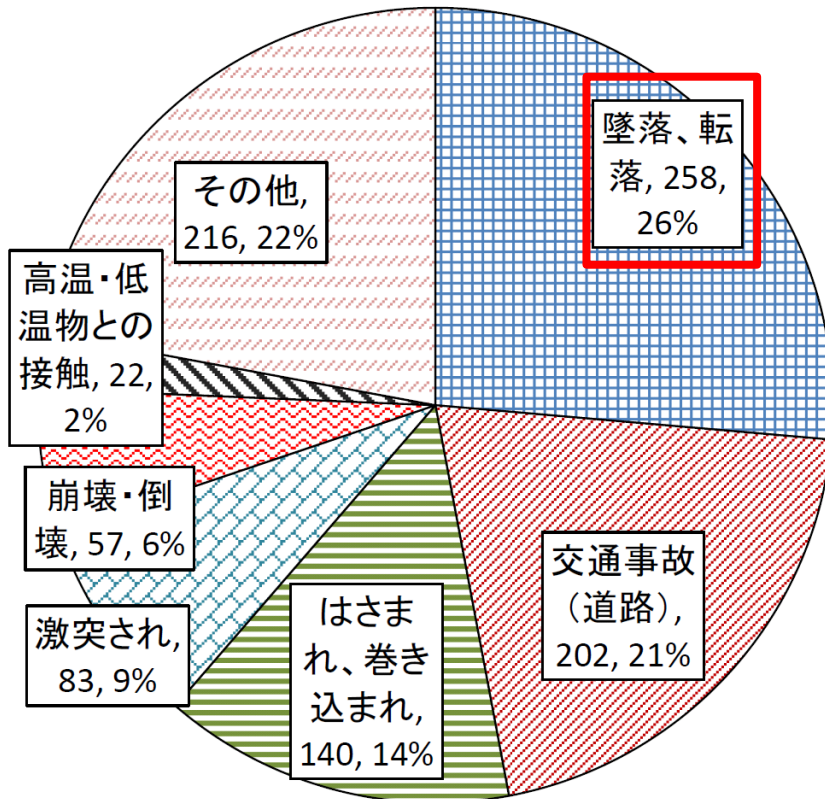


出典：労働者死傷病報告

# 労働災害発生状況（H29） [全国]

## 死亡災害

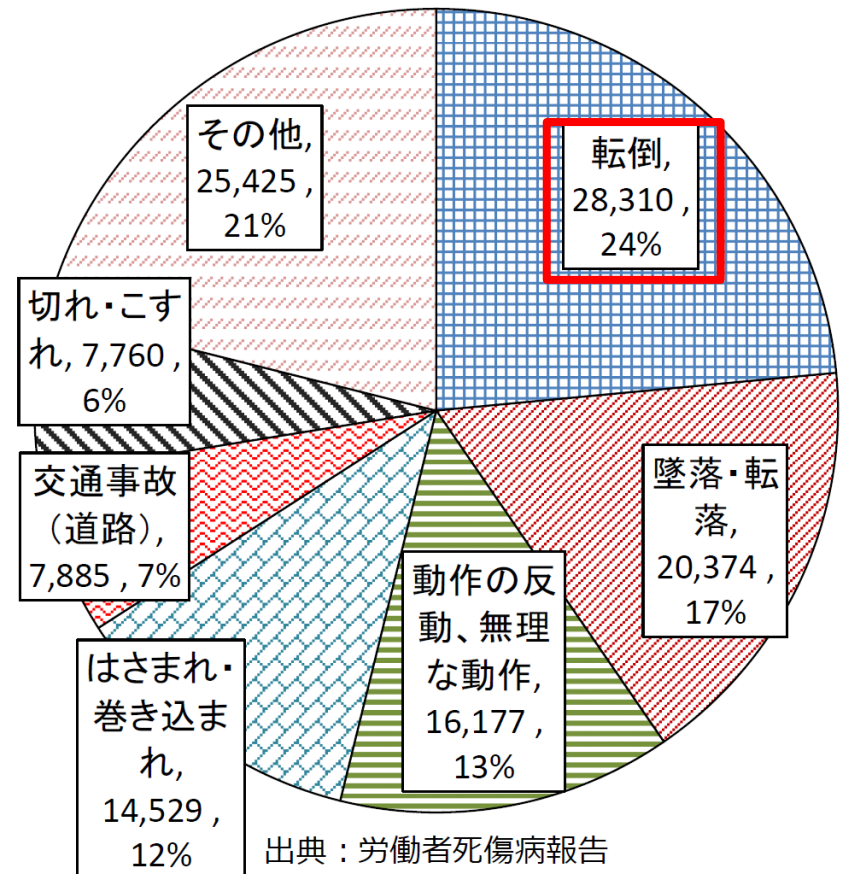
978人、前年同期比+5.4%



出典：死亡災害報告

## 休業4日以上之死傷災害

120,460人、前年同期比+2.2%

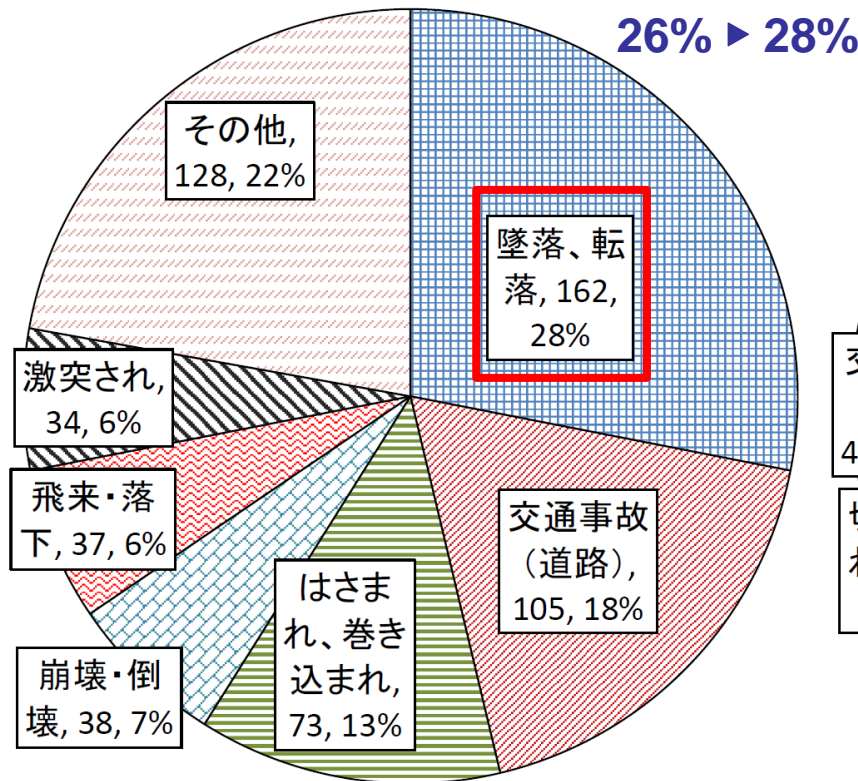


出典：労働者死傷病報告

# 平成30年事故の型別労働災害発生状況(平成30年10月速報値)

## 死亡災害

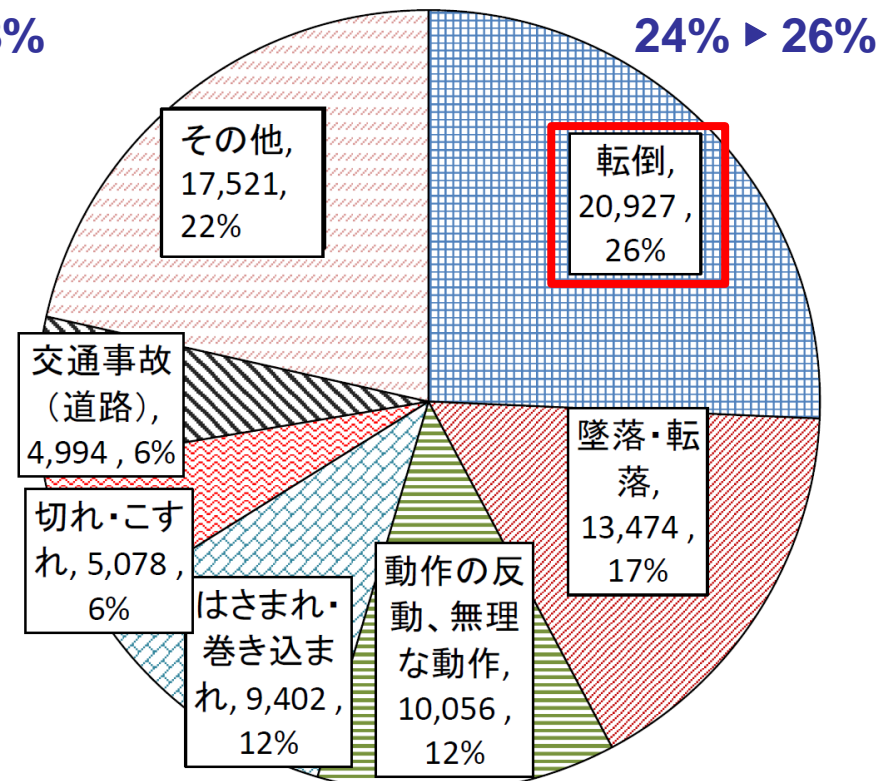
577人、前年同期比▲8.3%



出典：死亡災害報告

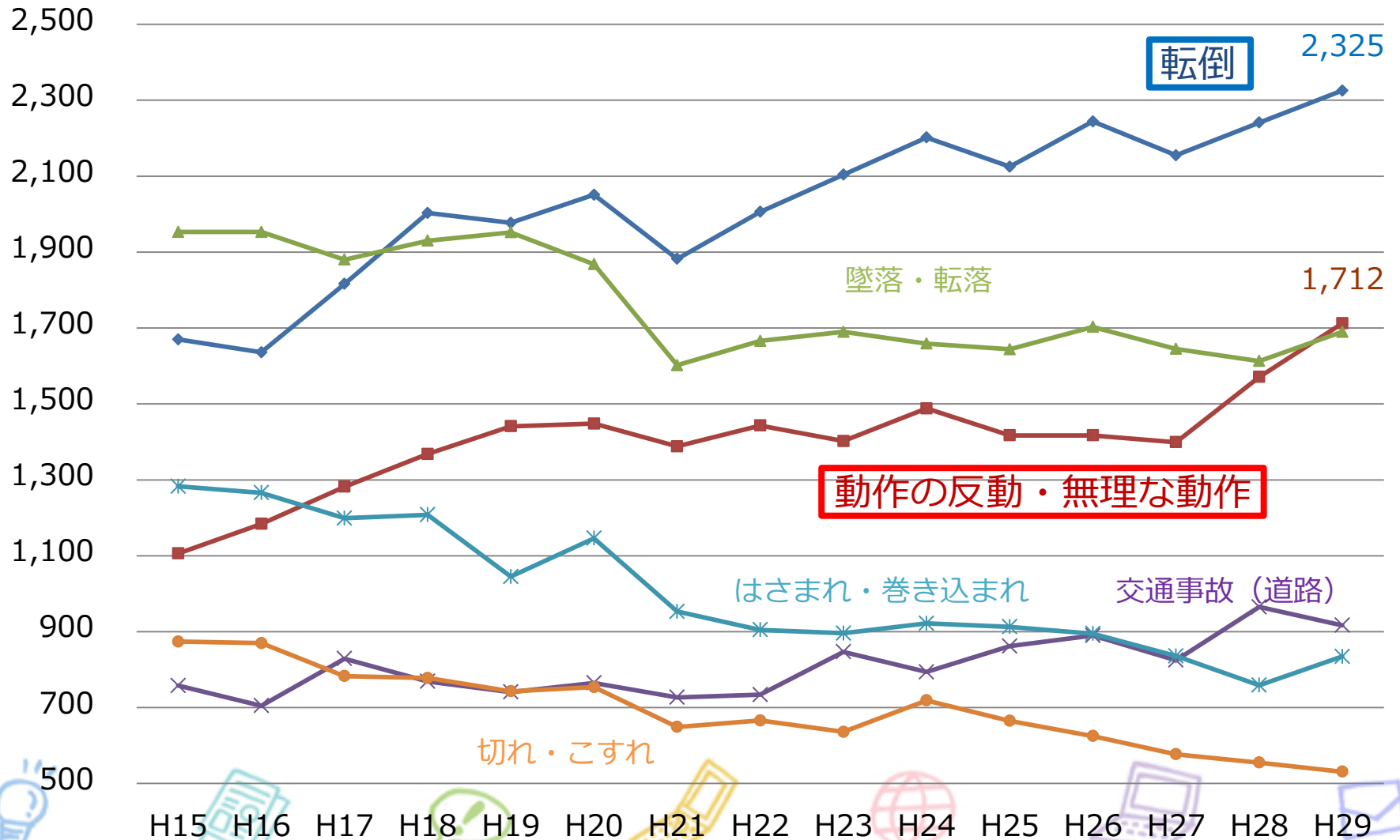
## 休業4日以上の死傷災害

81,452人、前年同期比+6.3%

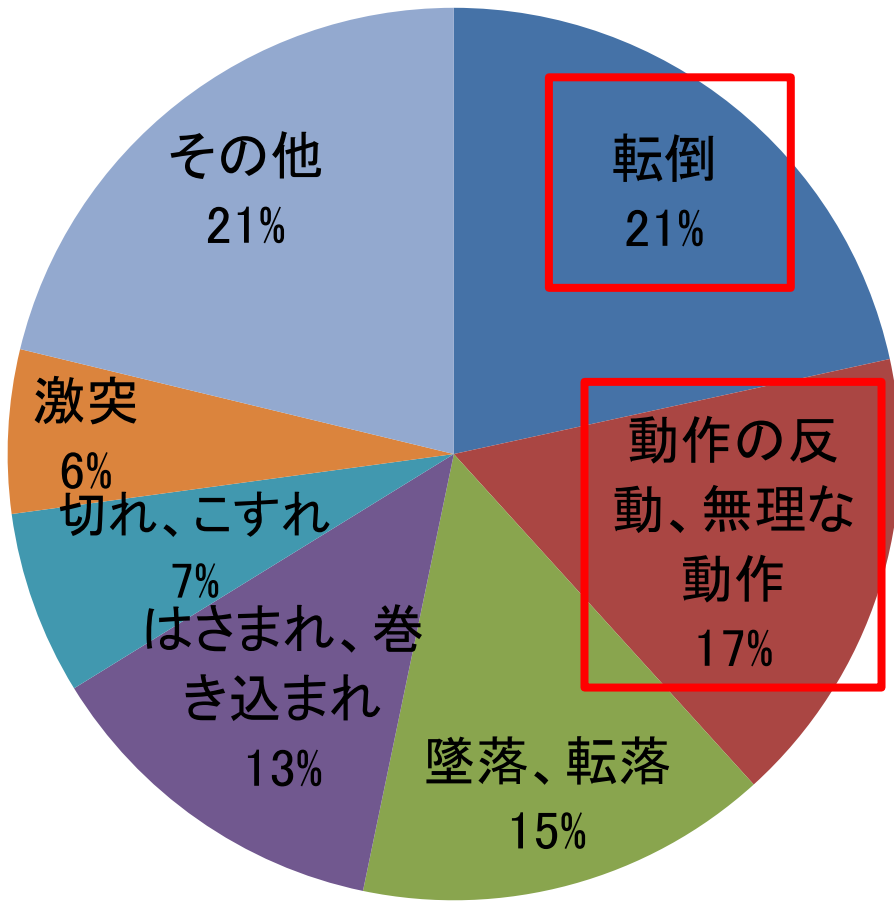


出典：労働者死傷病報告

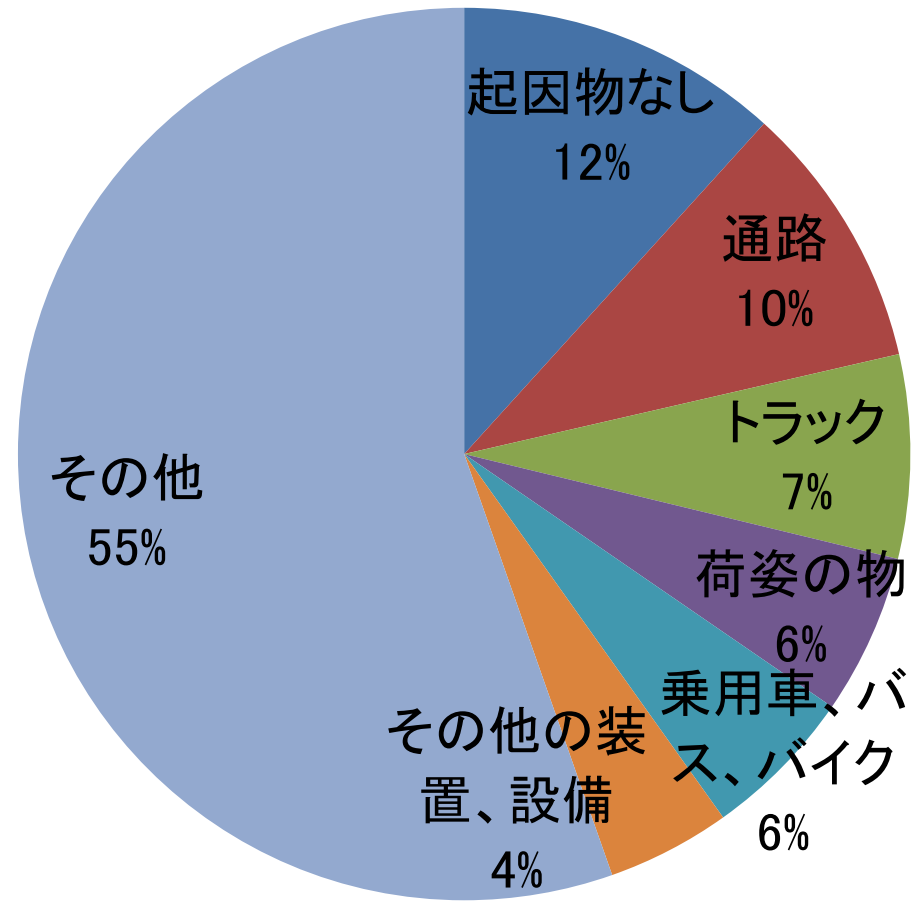
# 事故の型別・死傷災害発生状況( H15-H29) [東京]



# 青梅署管内における全産業の労働災害発生状況 H25-H29



事故の型別

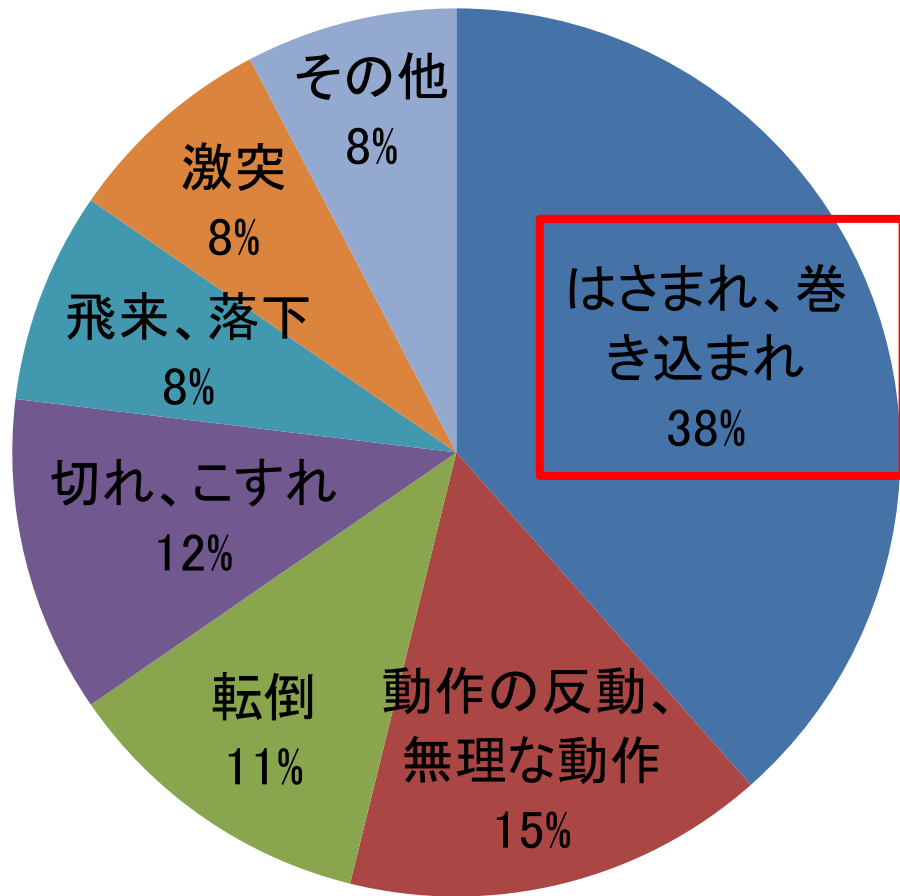


起因物別

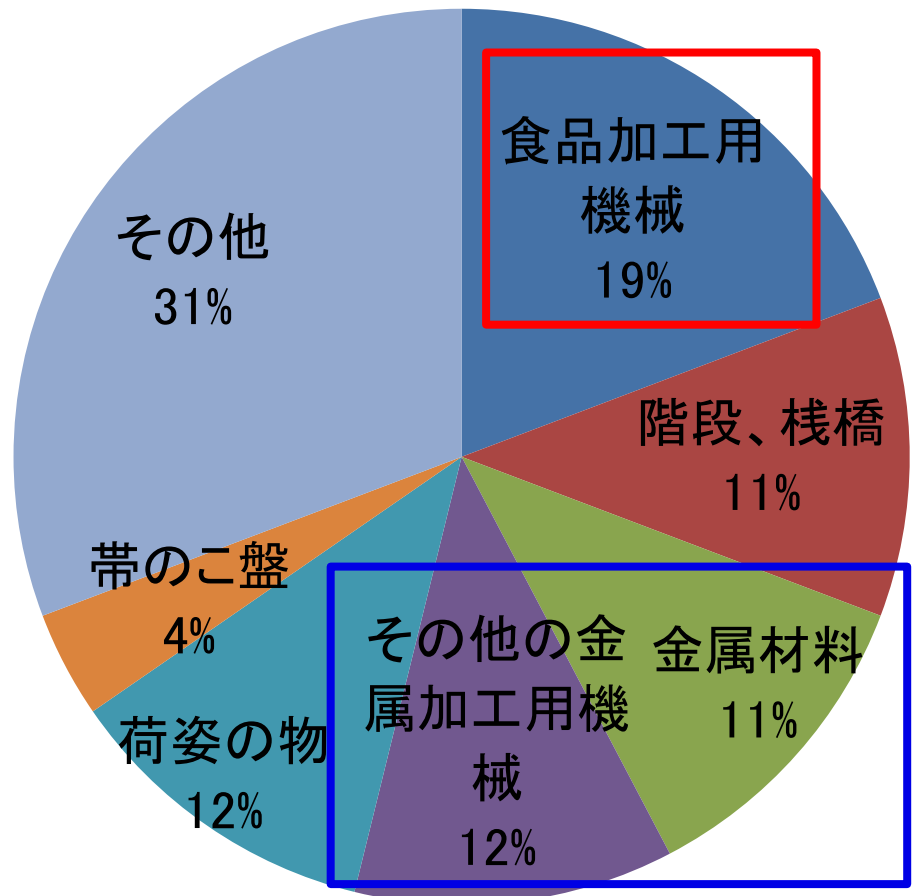




# 青梅署管内における外国人労働者の労働災害発生状況 H25-H29



事故の型別

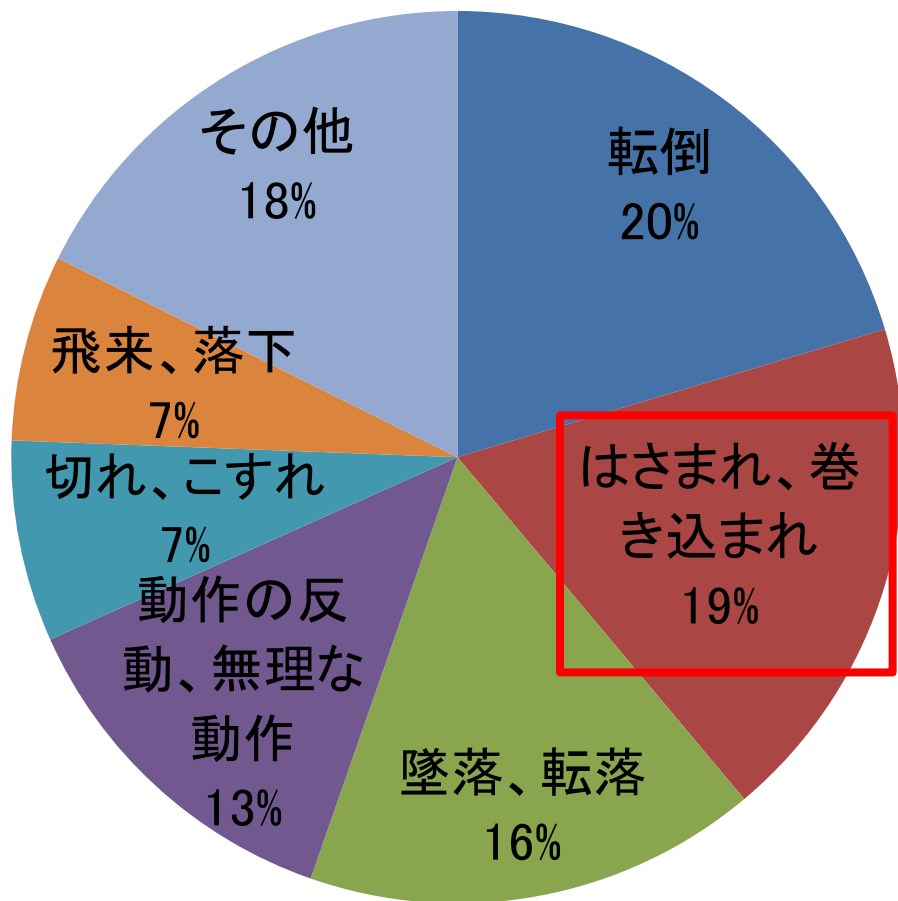


起因物別

当署管内では、外国人労働者が被災している業種は  
製造業・建設業・商業でした

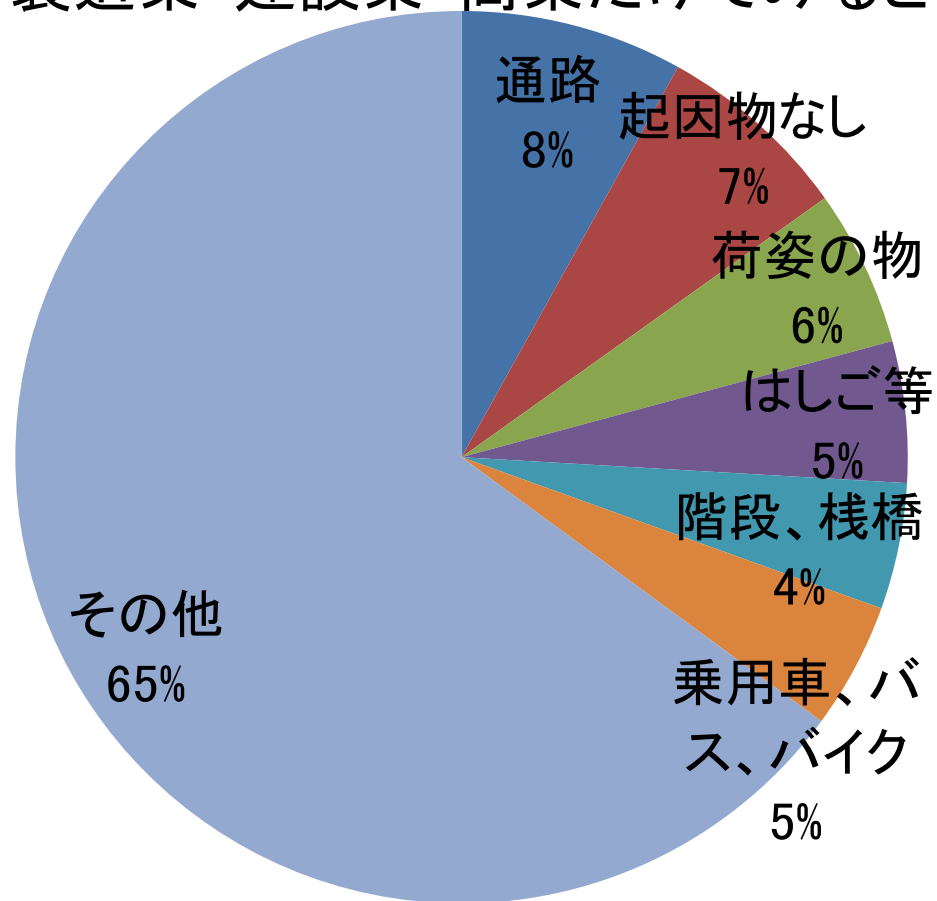


# 青梅署管内における 災害発生状況 H25-H29



事故の型別

# 外国人労働者が被災している 製造業・建設業・商業だけで見ると

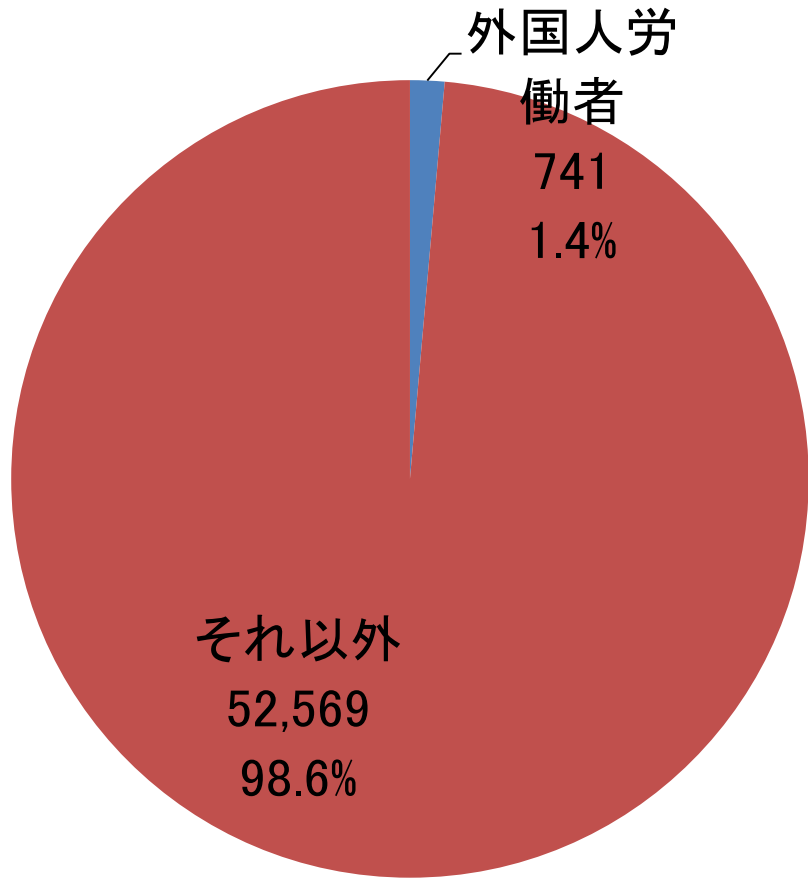


起因物別

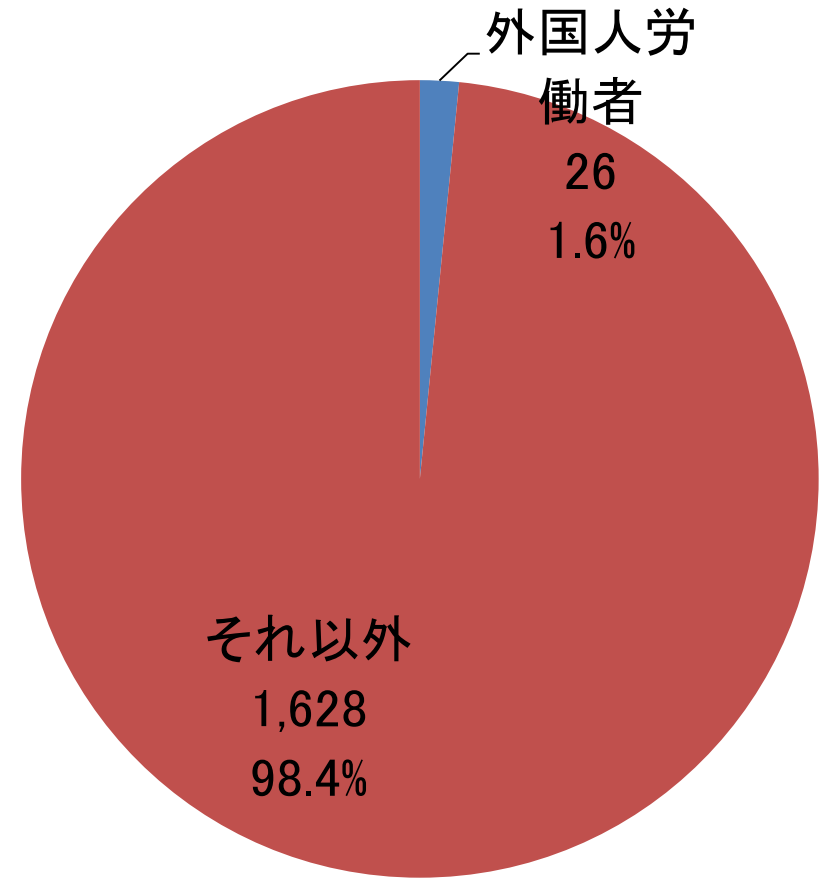


# 青梅署管内における労働災害発生状況 H25-H29

## 外国人労働者の占める割合



東京労働局管内



青梅署管内



# 平成29年死傷災害発生状況（確定値）

## H29青梅署管内労働災害発生状況

青梅署12次防目標値→

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
342	329	316	303	290

死傷 災害発生状況(確定値)		
現在	<b>316</b>	件
前年同期	<b>332</b>	件

死亡 災害発生状況(確定値)		
現在	<b>1</b>	件
前年同期	<b>6</b>	件

青梅署12次防(5年目)目標値		
死傷(4日以上) (前年比)	<b>290</b> (-12.65%)	件以内
死亡	<b>0</b>	件以内

達成率(死傷) **316件/290件** (9%) **超過**

達成率(死亡) **1件/0件** (100%) **超過**

増減率(%) **-4.8** %      増減率(%) **-83.3** %

月別目標及び実績 (5年目)実績(月別)→	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年実績(月別速報値)→	34	69	91	117	141	171	200	230	260	282	309	332
署12次防(5年目)目標値(月別)→	25	49	74	98	123	147	172	196	221	245	270	290

## 平成29年 死傷災害発生状況（確定値）

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工 業	* 建築工 業	木造家屋 建築工 業	* その他 建設業	運輸交通 業	* 道路貨物 運送業	貨物取扱 業	商業	* 卸小売業	保健衛生 業	接客娯楽 業	* 飲食店	清掃と畜 業	* ビルメン 業	その他 の三次産 業	* 金融業	* 警備業	その他 (一次産 業)	署計
青梅	59	35	17	15	3	3	46	42	2	51	47	49	22	15	12	1	30	4	4	10	316
	65	48	19	28	4	1	42	34	5	52	46	41	24	9	8	4	36		4	11	332
増減率(%)	-9.2	-27.1	-10.5	-46.4	-25.0	<b>200.0</b>	<b>9.5</b>	<b>23.5</b>	-60.0	-1.9	<b>2.2</b>	<b>19.5</b>	-8.3	<b>66.7</b>	<b>50.0</b>	-75.0	-16.7	<b>400.0</b>	0.0	-9.1	-4.8
全業種中の割合	18.7%	11.1%	5.4%	4.7%	0.9%	0.9%	14.6%	13.3%	0.6%	16.1%	14.9%	15.5%	7.0%	4.7%	3.8%	0.3%	9.5%	1.3%	1.3%	3.2%	100.0%

(注1) 上段は本年12月末日現在（確定値）

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

下段は前年同期（確定値）

## 平成29年 死亡災害発生状況（確定値）

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工 業	* 建築工 業	木造家屋 建築工 業	* その他 建設業	運輸交通 業	* 道路貨物 運送業	貨物取扱 業	商業	* 卸小売業	保健衛生 業	接客娯楽 業	* 飲食店	清掃と畜 業	* ビルメン 業	その他 の三次産 業	* 金融業	* 警備業	その他 (録業、 農林業、 畜産、 水産業)	署計	
青梅							1	1													1	
	1	1	1				2			1	1										1	6
全業種中の割合	-	-	-	-	-	-	100%	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%

(注) 上段は本年12月末日現在（確定値）

下段は前年同期（確定値）

# 平成30年死傷災害発生状況（速報値）

## H30青梅署管内労働災害発生状況

死傷 災害発生状況(10月31日現在)	
現在	265 件
前年同期	227 件

死亡 災害発生状況(10月31日現在)	
現在	0 件
前年同期	0 件

青梅署13次防目標値→

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
311	305	300	295	290

青梅署13次防(1年目)目標値

死傷(4日以上)	311 件以内
(前年比)	(-1.58%)
死亡	0 件以内

増減率(%) **16.7** %

増減率(%) **-** %

10月度 達成率(死傷) **265件/255件 (3.9%) 超過**  
 達成率(死亡) **0件/0件 (0%) 目標内**

月別目標及び実績 (1年目)実績(月別速報値)→

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
41	71	103	131	158	180	204	232	256	265		
35	59	88	122	146	169	203	225	243	277	301	316
26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	311

前年実績(月別確定値)→

署13次防(1年目)目標値(月別)→

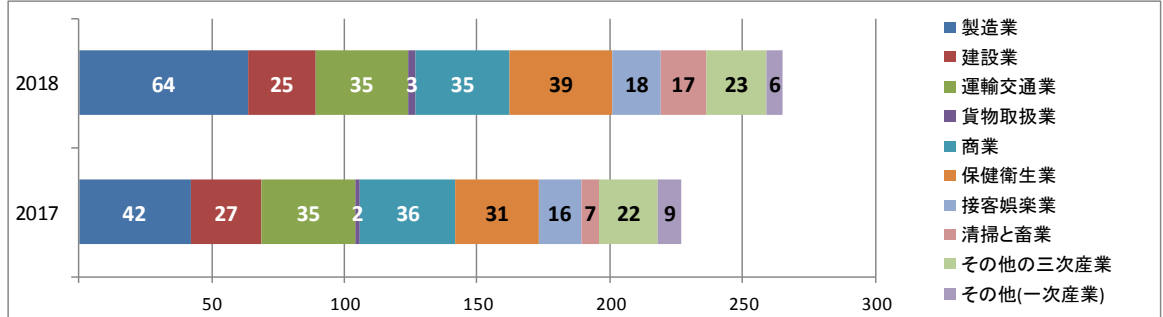
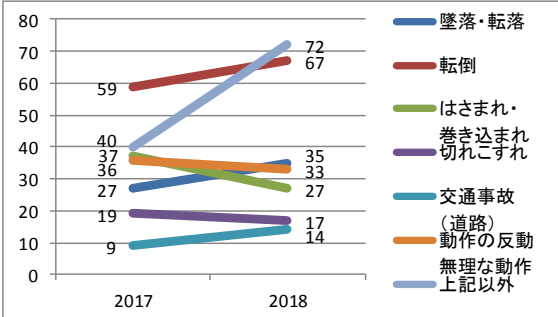
## 平成30年 死傷災害発生状況（平成30年10月末日現在）

### その1 署別・業種別

	青梅労働基準監督署																			署計	
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業		その他(一次産業)
青梅	64	25	5	17	6	3	35	28	3	35	27	39	18	14	17	3	23	1	3	6	265
増減率(%)	52.4	-7.4	-66.7	88.9	500.0	0.0	0.0	-12.5	50.0	-2.8	-15.6	25.8	12.5	55.6	142.9	200.0	4.5	-100.0	0.0	-33.3	16.7
全業種中の割合	24.2%	9.4%	1.9%	6.4%	2.3%	1.1%	13.2%	10.6%	1.1%	13.2%	10.2%	14.7%	6.8%	5.3%	6.4%	1.1%	8.7%	0.0%	1.1%	2.3%	100.0%

(注1) 上段は本年10月末日現在(速報値)  
下段は前年同期(速報値)

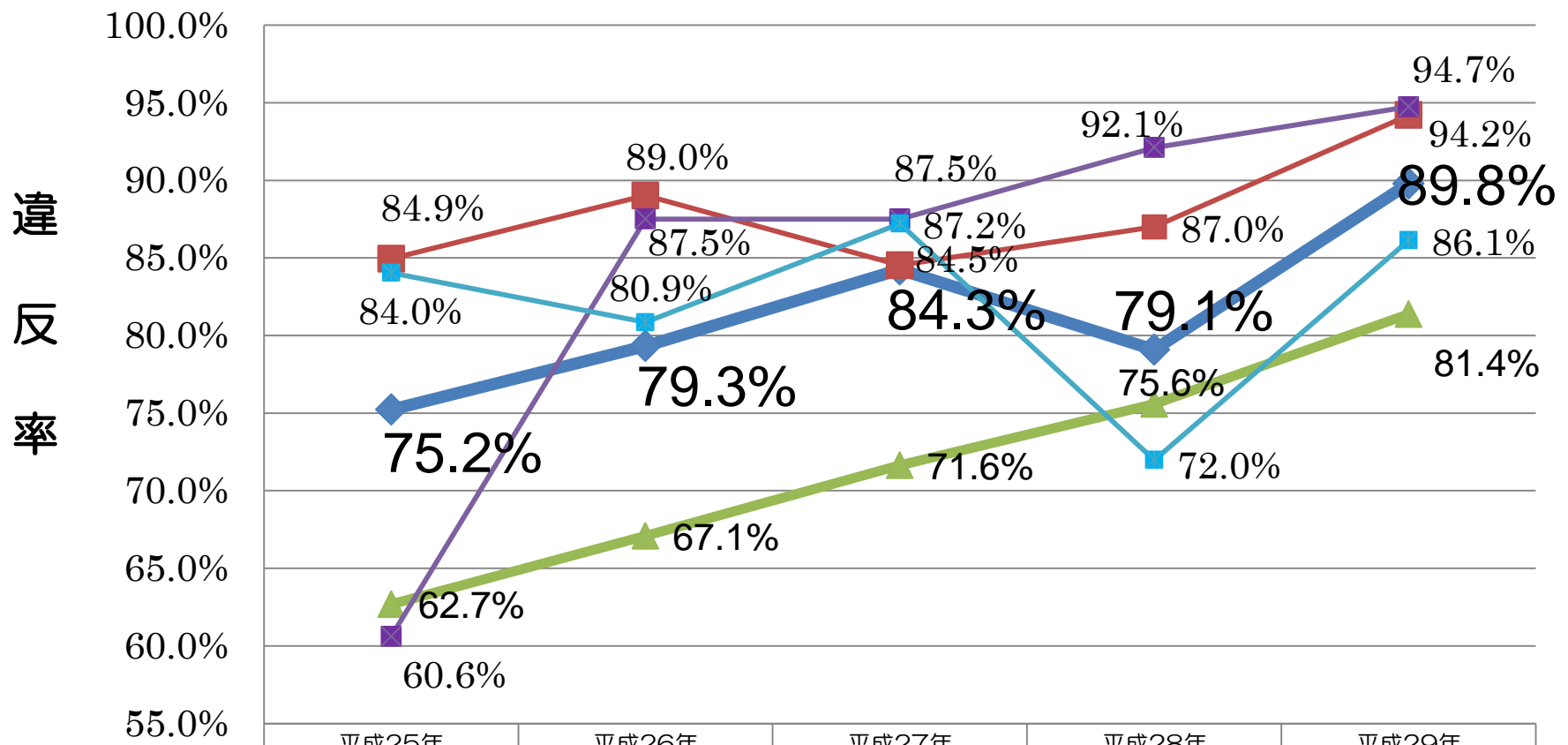
(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。



# 労働災害の発生と企業の責任



# 最近の労働法の違反率の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全体	75.2%	79.3%	84.3%	79.1%	89.8%
製造業	84.9%	89.0%	84.5%	87.0%	94.2%
建設業	62.7%	67.1%	71.6%	75.6%	81.4%
運輸交通業等	60.6%	87.5%	87.5%	92.1%	94.7%
商業	84.0%	80.9%	87.2%	72.0%	86.1%



# 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の概要

## 1. 目的

- 労働災害防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

## 2. 事業者、労働者の責務

- 最低基準の遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保することを事業者の責務として規定。
- 労働災害防止のための必要な事項を守ることを労働者の責務として規定。
- 建設工事の請負契約の注文者等が、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないように配慮することを規定。

## 3. 労働災害防止計画

- 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、労働災害防止のための主要な対策に関する事項等を定めた計画を策定しなければならない。

## 4. 安全衛生管理体制

- 安全衛生管理のため、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任や安全委員会・衛生委員会等の設置を義務付け。

## 5. 事業者等の講ずべき措置

- 労働災害を防止するために事業者が講ずべき具体的措置(※)として、以下を規定。
  - ・ 危険防止措置や健康障害防止措置
  - ・ 健康保持増進措置
  - ・ リスクアセスメント(危険性・有害性等の調査等) 等
- 元方事業者等による関係請負人の労働者の労働災害防止のための措置
- 危険な機械等や危険・有害な化学物質に関する規制

※ 詳細な内容については、法律に基づき、労働安全衛生規則等において網羅的に規定。

## 6. その他

- 労働基準監督官等による監督等



# 事業者の講ずべき措置と労働者の遵守義務

## 安衛法第20条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(罰則 安衛法第119条第1号、第122条)

## 安衛法第21条

事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 安衛法第119条第1号、第122条)

## 安衛法第26条

労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

(罰則 安衛法第120条第1号、第122条)



# 安全衛生管理の基本対策

- 安全衛生管理体制の構築
- 作業管理
- 健康管理
- 安全衛生教育
- 労働安全衛生マネジメントシステム
  - ・ リスクアセスメント



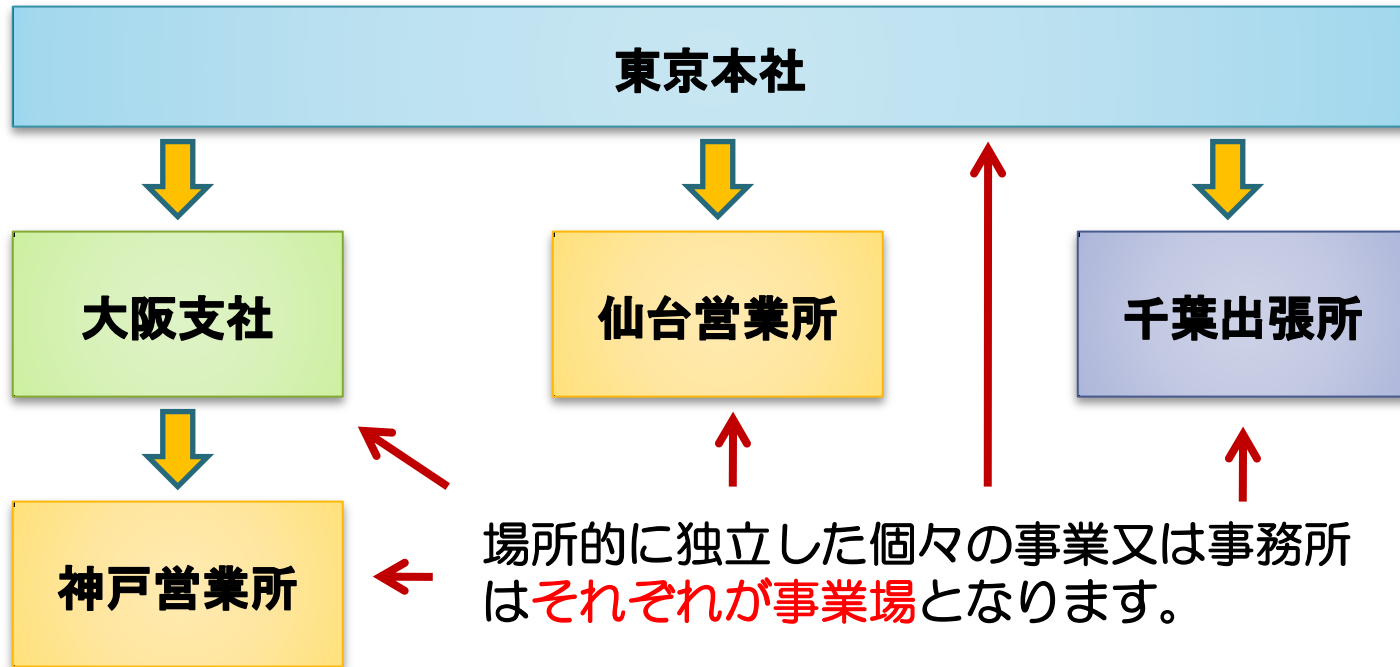
# 安全衛生管理体制

業種 規模	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 (令第2条第1号の業種)	製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業 (令第2条第2号の業種)	その他の業種 (令第2条第3号の業種)
1000以上	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; CHSM[総括安全衛生管理者]     CHSM -- 指揮 --&gt; ID[産業医]     CHSM -- 指揮 --&gt; SM[安全管理者]     CHSM -- 指揮 --&gt; HM[衛生管理者]     BO -- 指揮 --&gt; ID     BO -- 指揮 --&gt; SM     BO -- 指揮 --&gt; HM         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; CHSM[総括安全衛生管理者]     CHSM -- 指揮 --&gt; ID[産業医]     CHSM -- 指揮 --&gt; SM[安全管理者]     CHSM -- 指揮 --&gt; HM[衛生管理者]     BO -- 指揮 --&gt; ID     BO -- 指揮 --&gt; SM     BO -- 指揮 --&gt; HM         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; CHSM[総括安全衛生管理者]     CHSM -- 指揮 --&gt; ID[産業医]     CHSM -- 指揮 --&gt; HM[衛生管理者]     BO -- 指揮 --&gt; ID     BO -- 指揮 --&gt; HM         </pre>
300~999	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; ID[産業医]     BO -- 選任 --&gt; SM[安全管理者]     BO -- 選任 --&gt; HM[衛生管理者]         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; ID[産業医]     BO -- 選任 --&gt; SM[安全管理者]     BO -- 選任 --&gt; HM[衛生管理者]         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; ID[産業医]     BO -- 選任 --&gt; HM[衛生管理者]         </pre>
100~299	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; ID[産業医]     BO -- 選任 --&gt; SM[安全管理者]     BO -- 選任 --&gt; HM[衛生管理者]         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; ID[産業医]     BO -- 選任 --&gt; SM[安全管理者]     BO -- 選任 --&gt; HM[衛生管理者]         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; ID[産業医]     BO -- 選任 --&gt; HM[衛生管理者]         </pre>
50~99	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; ID[産業医]     BO -- 選任 --&gt; SM[安全管理者]     BO -- 選任 --&gt; HM[衛生管理者]         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; ID[産業医]     BO -- 選任 --&gt; SM[安全管理者]     BO -- 選任 --&gt; HM[衛生管理者]         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; ID[産業医]     BO -- 選任 --&gt; HM[衛生管理者]         </pre>
10~49	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; SHP[安全衛生推進者]         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; SHP[安全衛生推進者]         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者] -- 選任 --&gt; HP[衛生推進者]         </pre>
1~9	<pre> graph TD     BO[事業者]         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者]         </pre>	<pre> graph TD     BO[事業者]         </pre>



# 適用事業場について

- 適用事業場とは、「企業単位ではない」



※安衛法は原則、企業単位ではなく**事業場単位**で適用となります。そのため、本社・支社・営業所等はそれぞれが事業場となり、届出等もそれぞれで必要となります。



# 安全衛生推進者の資格要件

## 安全衛生推進者等の選任に関する基準 (昭和63年労働省告示第80号)

1. 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上安全衛生の実務(衛生推進者にあつては、衛生の実務。次号及び第三号において同じ。)に従事した経験を有するもの
2. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後三年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
3. 五年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
4. 前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

### (1)安全衛生推進者

- ア 安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者  
 イ 安全管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後一年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの  
 ウ 衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 エ 作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後一年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの  
 オ 元方事業者安全衛生管理者の資格を有する者  
 カ 労働安全衛生法第25条の2第2項の厚生労働省令で定める資格(救護に関する技術的事項を管理する者の資格)を有する者で、当該資格を取得した後一年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの  
 キ 労働安全コンサルタント  
 ク 労働衛生コンサルタント  
 ケ 昭和49年3月4日付け発第112号「安全推進員制度及び労働衛生管理員制度について」通達に基づく安全推進員講習及び労働衛生管理員講習を修了した者  
 コ 安全推進員講習を修了した者で、当該講習を修了した後一年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの  
 サ 労働衛生管理員講習を修了した者で、当該講習を修了した後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 シ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の養成訓練(職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和60年労働省令第23号)による改正前の職業訓練法施行規則(次項で「訓練法規則」という。))別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(次項で「旧訓練法」という。))第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。)を修了した者で、その後一年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの  
 ス 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の養成訓練(訓練法規則別表第一の普通訓練課程及び旧訓練法第9条第1項の高等訓練課程の養成訓練を含む。)を修了した者で、その後三年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

### (2)衛生推進者

- ア 衛生管理者の資格を有する者  
 イ 労働衛生管理員講習を修了した者  
 ウ (1)のイ、エ、オ、カ、キ、ク、コ、シ及びスに掲げた者(エ、カ、シ及びスにあつては、安全衛生の実務を衛生の実務と読み替えるものとする。)

選任後監督署への報告の必要はありませんが、事業場内において掲示を行う等周知を行う必要があります

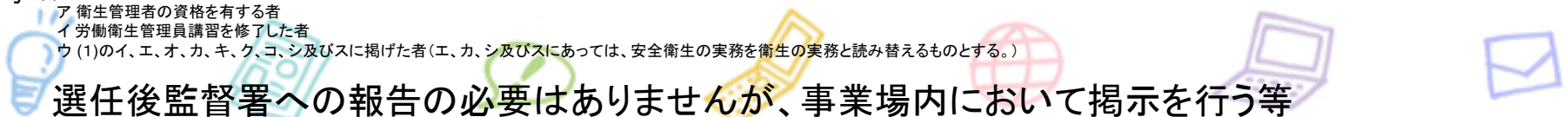


## 安全衛生 推進者の職務

1. 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
2. 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
3. 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事
4. 安全衛生教育に関する事
5. 異常な事態における応急措置に関する事
6. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
7. 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事
8. 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事

安全衛生推進者 氏名	
---------------	--

## 掲示の例



# (安全) 衛生委員会

## ● 労働安全衛生法第17、18条2項

● 安全（衛生）委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

1. 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場において**その事業の実施を統括管理するもの**若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
2. 安全（衛生）管理者のうちから事業者が指名した者
3. 産業医のうちから事業者が指名した者
4. 当該事業場の労働者で、安全（衛生）に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者



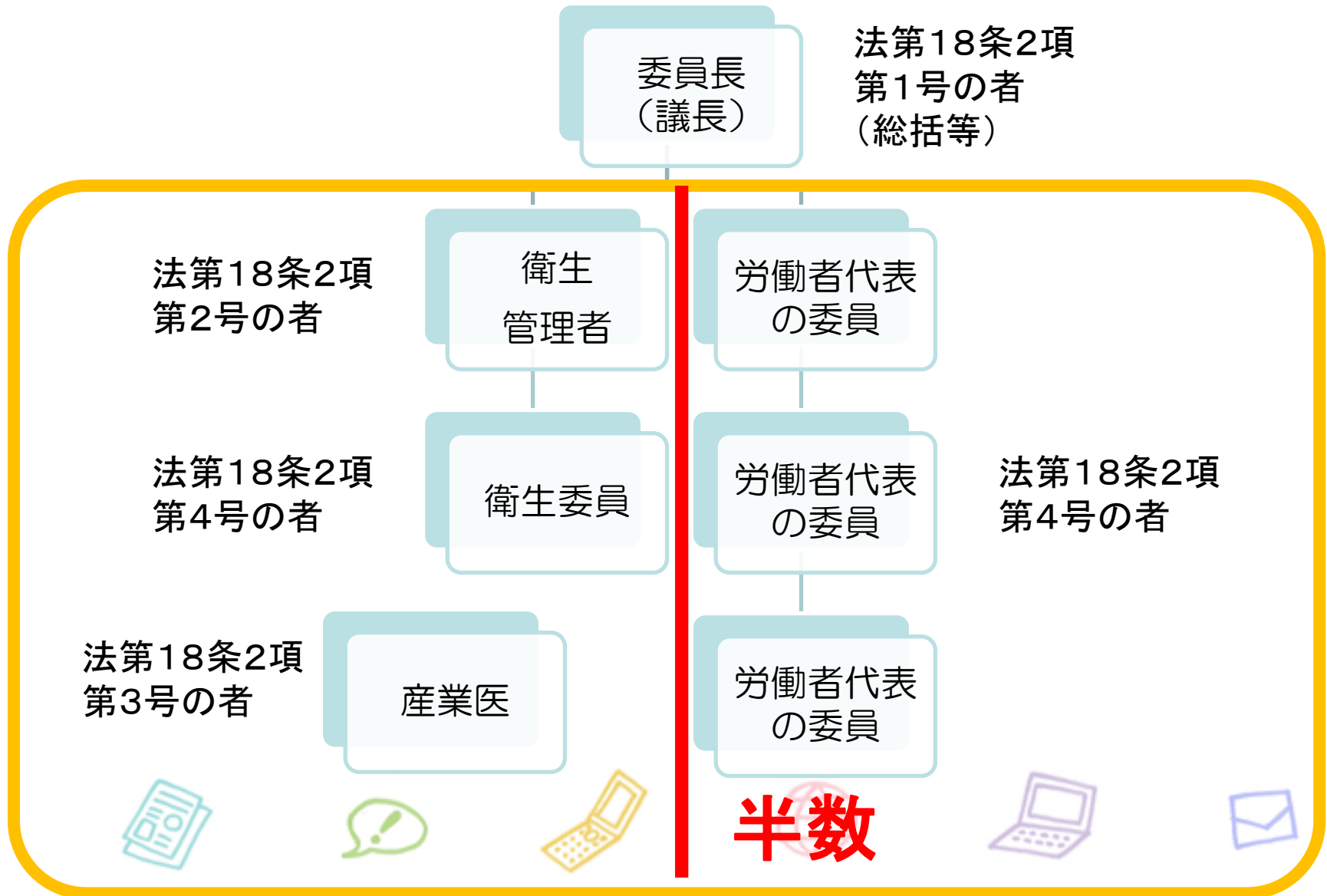
# 労働安全衛生法

## 第17、18条第4項

- 安全（衛生）委員会の議長は、総括安全衛生管理者等となるものとする。
- 事業者は、上記の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。



# 衛生委員会組織図 (例)





## 委員会の開催等 労働安全衛生法第17～18条（労働安全衛生規則第21～23条）

### ● 委員会の開催

委員会は、毎月1回以上開催することが必要です。

### ● 議事の概要を周知

委員会の開催の都度、遅滞なく、議事の概要を労働者に周知させることが必要です。

### ● 議事録の保存

委員会における議事で重要なものについては記録を作成し、これを3年間保存することが必要です。

### ● 委員が全員揃わないときは

毎回の委員会に委員全員が出席できない場合があります。何人揃えば開催可とするか、いわゆる定足数について法令で特段の定めはありません。

安全衛生委員会規定等を策定し、定足数や、欠席者への議事内容の伝達方法をあらかじめ定める等により、適正に運用しましょう。

### ● 委員会の付議事項

少なくとも法令で定められた以下の事項について、調査審議することが必要です。

1. 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること
2. 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
3. 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全衛生に係るものに関すること
4. その他労働者の危険の防止、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する下記の重要事項等
  - ① 安全衛生に関する規程の作成に関すること
  - ② リスクアセスメント・化学物質リスクアセスメント等に関すること
  - ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
  - ④ 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること
  - ⑤ 新規化学物質の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
  - ⑥ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
  - ⑦ 各種健康診断等の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること
  - ⑧ 労働者の健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
  - ⑨ 長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること（面接指導の実施方法及び実施体制等に関することを含む）
  - ⑩ 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること（メンタルヘルス対策、ストレスチェック制度等に関することを含む）
  - ⑪ 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関すること

# 全社的な安全衛生対策の推進

- 効果的な労働災害防止対策を進めるためには、「チェックリスト I・II」を活用し、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して、施設の労働安全衛生活動について全社的に取り組むことが重要**です。

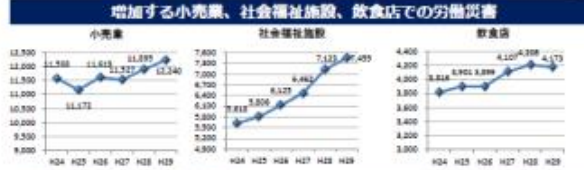
## 働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリスト I・II」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗・施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害			
転倒	急な動き・無理な動き	腰痛・転落	その他
「滑んでいるときや、両手で荷物を持っているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介助で利用者を持ち上げるときなどに、きっかり腰になる、足を滑らせる、くじく」など	「階段や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」 「刃物で手を切った」 「交通事故にあった」 「店舗でぶつかった」など

チェック項目	
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。
4	次の①～⑩の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育支援を行っていますか。
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、滑り止め清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業が、通路の確保による転倒・腰痛災害の防止
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育
③	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発
⑧	転倒防止に有効な靴、切削防止手袋等の着用の推進、介護機器導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い靴
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安の配置状況を確認していますか。
6	店舗・施設的安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあり
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するためのの配布を実施していますか。
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きき）を実施してその結果に基づき対策を講じていますか。
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況を確認していますか。
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への健康確保措置の実施状況を把握していますか。

### 策定例



策定日 平成●●年 月 日  
 掲示日 平成●●年 月 日

## 安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

### 安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット  
 代表者 代表取締役 安全太郎  
 （自筆で署名しましょう）



機械メーカー・機械据え付け業者・機械ユーザーの皆さまへ

# 機械安全規格を活用して 労働災害を防ぎましょう

国内外の機械安全に関する規格類を上手に使って災害防止を進めましょう

## はじめに

機械に起因する労働災害は、死傷者数全体の約4分の1、死亡災害の約3分の1を占めており、その原因の8割は機械の安全対策が不十分だったことで生じています。

安全対策は労働安全衛生法に基づく各種構造規格や指針、日本工業規格などに規定されていますが、必ずしも十分に知られていません。

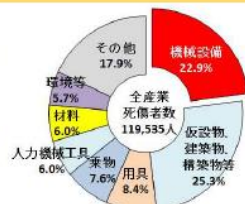
このような状況を踏まえ、産業機械を製造・設置・使用する際に必要となる日本工業規格などの内容についてとりまとめたので、産業機械の安全な使用のためにお役立てください。



## 1. 労働災害の現状

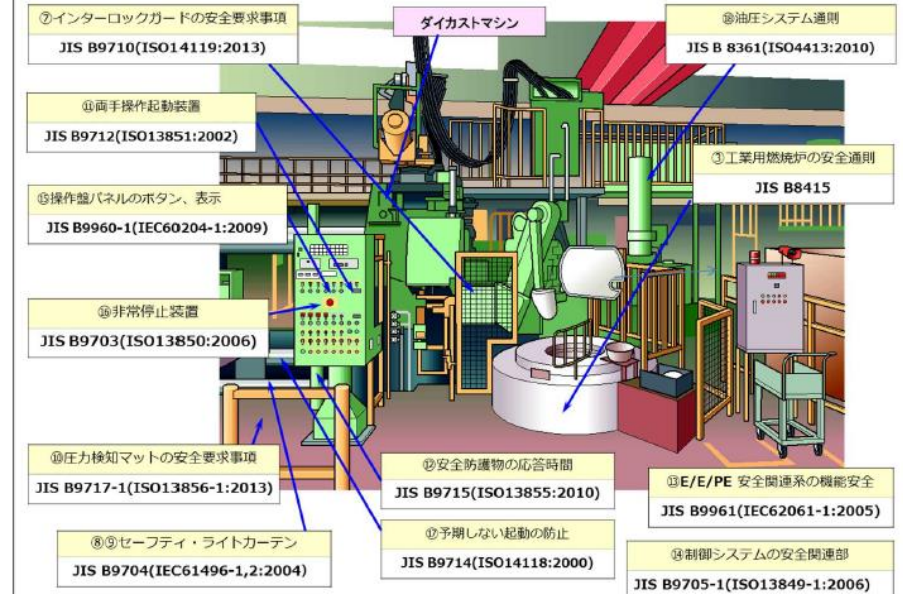
労働災害件数（休業4日以上の死傷）約12万人のうち、機械設備による労働災害件数は全体の約4分の1を占めています（右図）。

また、死亡災害については、全産業の総計が1千人であり、その約3分の1を占めています。このような機械による災害を撲滅するためには、「安全な機械を、安全に設置して、安全に使うこと」が重要で、メーカー、据付業者、ユーザーの事業者、労働者のすべてが「安全な機械とはなにか」について理解する必要があります。



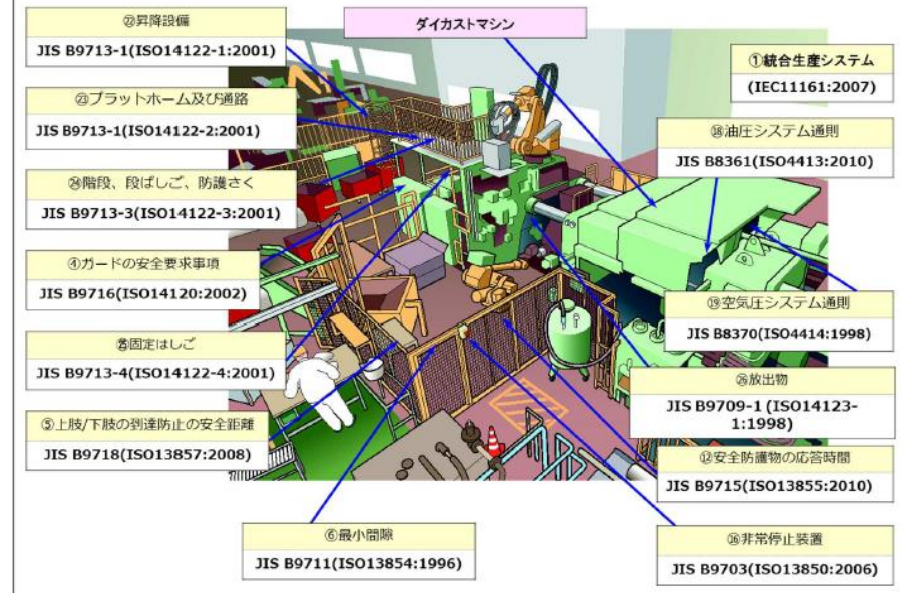
出典：平成26年全産業死傷者数における機械災害の割合

## 自動化されたダイカストマシンシステム (1)



## 自動化されたダイカストマシンシステム(2)

(付帯設備の製品取出し・スプレーロボット、バリ取りプレス、コンベアなどは除く)



## 食品加工用機械を使用して作業を行う事業者の皆さまへ 食品加工用機械を製造する製造者の皆さまへ

平成25年10月1日から、**食品加工用機械**についての規定を追加した  
**改正「労働安全衛生規則」が施行されます**

平成25年10月1日から、食品加工用機械について、作業の特性に応じた安全対策を義務付けた労働安全衛生規則（以下「安衛則」という）が施行されます。（平成25年4月12日に改正安衛則が公布されました。）

食品加工用機械による休業4日以上の死傷災害は、年間2,000件近く発生しており、他の産業機械に比べて「害に比べ、特に多い状況にあります」。

災害内容も、身に残る可能性のある

このような状況  
給・取り出し時の  
改正安衛則の内容  
立てください。

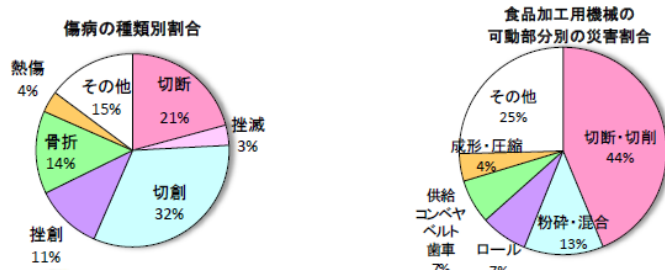


より身体に障害が  
食品の原材料の送  
使用のためにお役

### 災害



### 食品加工用機械による傷病及び災害原因となった機械の可動部分の内容（労働安全衛生総合研究所調べ）

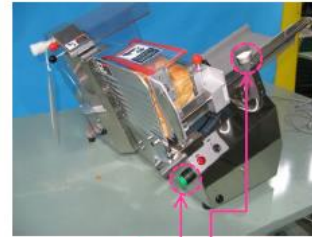


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H25.4)

### 食品加工用機械及び安全装置の事例

#### 1 食品加工用切断機（両手操作式制御装置付きスライサー）



始動ボタン



2つのボタンを両手で操作している間のみ、刃が回転する。（片手をボタンから離れたときは刃が急停止。）

#### 2 食品加工用粉砕機・混合機



インターロック機構（可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能）を有するミキサー



ホールド・ツウ・ラン制御装置（可動式覆いを開いた状態のときでも、ボタンを押している間に限り、低速で回転する。）を有するミキサー

#### 3 イネーブル装置とホールド・ツウ・ラン制御装置



「イネーブル装置」  
連続的に操作するとき、機械が機能することを許可するための補足的な手動操作装置（写真では黄色の部分で、適度に握った状態で稼働を許可し、手を握りしめても、手を離しても機械が停止する3ポジションタイプのもの。）

「ホールド・ツウ・ラン制御装置」  
手動制御器を作動させている間に限り危険な機械機能を起動し、かつ、低速運転を維持する制御装置。（写真では人差指部のボタン）

## 1 食品加工用切断機・切削機の対策（安衛則第130条の2～4）

### 安衛則第130条の2(切断機等の覆い等)

事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

**留意事項** 平成25年4月12日付基発第0412第13号通達。以下「13号通達」といいます。

- ①「食品加工用切断機又は食品加工用切削機」とは、スライサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械をいうこと。
- ②「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。
- ③「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

### 安衛則第130条の3(切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

- 1 事業者は、前条の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

### 安衛則第130条の4(切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止)

- 1 事業者は、第130条の2の機械(原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から原材料を取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

**留意事項** 「13号通達」

- ①第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部が労働者の手の届く範囲にある場合をいうこと。
- ②第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「機械の運転停止」に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ③第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状の押し板及び取出し器具が含まれること。
- ④第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」の「等」には、手動で送給する装置で可動部分との接触を確実に防止できるもの、両手操作式制御装置及び金属製又は特殊な化学繊維製の保護手袋が含まれること。ただし、保護手袋については、機械の危険性に応じて有効なものを選択する必要があること。
- ⑤第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

## 6 機械の「調整の作業」を機械の運転停止義務の範囲に追加（安衛則第107条）

機械による危険の防止に関する一般基準である労働安全衛生規則第107条に、機械(刃部を除く。)のそうじ、給油、検査、修理の作業に加え、「調整の作業」を行う場合も、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転停止義務の範囲に追加されました。これは、食品加工用機械のみならず、機械全体に適用されます。

### 安衛則第107条(掃除等の場合の運転停止等)

- 1 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

**留意事項** 「13号通達」

- ①第1項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。
- ②第1項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ③第1項ただし書きの「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)の別表第2の14(3)イに示されたものであること。
  - ア 選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。
  - イ 危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・トゥーラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによるのみ動作できること。
  - ウ 動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。
- ④第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。
- ⑤第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、表示板の脱落や見落としのおそれがあることから、施錠装置を併用することが望ましいこと。

(参考)

○リスクアセスメント関連資料・教材一覧

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/>

厚生労働省ホームページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > リスクアセスメント

◆このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで

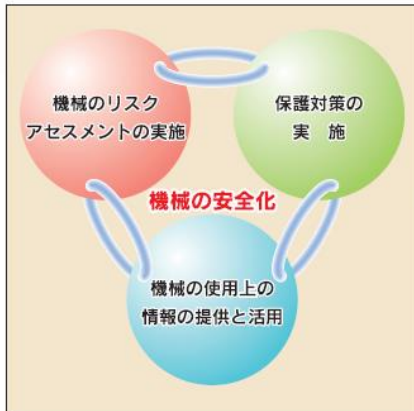
## 「機械の包括的な安全基準に関する指針」が改正されました。

～機械を安全化し、安全に使用するために～

今なお機械による労働災害が多数発生していますが、機械の安全対策が十分でなかったため、機械にはさまれたり、巻き込まれたりして被災しているものが少なくありません。

この機械の安全対策を進めるため、すべての機械に適用できる包括的な安全対策に関する基準として、平成13年6月に「機械の包括的な安全基準に関する指針」（「機械包括安全指針」）を公表しました。その後、①労働安全衛生法が改正され、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置の実施が事業者の努力義務とされたこと、②国際的な機械安全規格の動向などを踏まえて、平成19年7月にこの指針を全面的に改正しました。

機械の安全化を進め、機械による労働災害の一層の減少を図るため、機械のメーカー、ユーザーのそれぞれが、この機械包括安全指針に沿った取組みを進めましょう。



厚生労働省・都道府県労働局

労働基準監督署

## 改正・機械包括安全指針のポイント

### ◇機械包括安全指針とは

- 1 機械包括安全指針は、すべての機械に適用できる包括的な安全確保の方策に関する基準を示したものです。指針では、機械のメーカー、ユーザーのそれぞれが実施すべき事項を示しています。  
労働安全衛生法第3条第2項に「機械その他の設備を設計し製造し、若しくは輸入する者は、機械が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない。」とされ、機械メーカー等はこの指針に沿って機械を設計製造することが求められます。また、法第28条の2に事業者はリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に努めることとされ、機械のユーザーは、この指針に基づく措置の実施が求められます。
- 2 今回の指針の主な改正点は、①法第28条の2に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施が規定されたことから、機械の安全化の手順をこれに沿ったものに見直すとともに、②ISO規格等の国際基準との整合性を図ったものです。

### ◇機械包括安全指針による機械の安全化の進め方

次ページの図を参照

#### 機械メーカーにおいては、

- 1 **機械のリスクアセスメントを実施しましょう。**  
まず機械の設計段階でリスクアセスメントを行い、機械の危険性又は有害性を特定し、リスクを見積ります。リスクに応じた保護方策を実施し、適切なリスクの低減を行います。  
この際、機械の本来の使い方だけでなく予見可能な誤使用やトラブル処理時などのリスクも考慮する必要があります。
- 2 リスクアセスメントの結果に基づき、保護方策を実施しましょう。  
機械の本質的な安全化を進める上で、**設計・製造段階での機械の安全化を図ることが根本的対策として最も効果的**です。機械を操作する者に頼らない本質的な安全方策を優先して実施することが重要です。
- 3 上記2の設備対策を講じた後に存在する残留リスクについては、**残留するリスクの内容とその対処法についての必要な情報等を、「使用上の情報」としてユーザーに提供**しましょう。

#### 機械ユーザーにおいては、

- 1 **メーカーから提供された「使用上の情報」を活用し、リスクアセスメントを実施し、「使用上の情報」に記載のあった事項以外も含め、必要な保護方策を実施し、リスクが適切に低減されたことを確認**しましょう。ユーザーでの設備対策を講じた後に存在する「残留リスク」に対しては、作業手順の作成や教育訓練の実施などの措置を行った上で機械を使用しましょう。
- 2 リスクアセスメントを実施する上で必要な情報がメーカーから提供されていない場合には、メーカーに情報を提供するように求めましょう。また、発注の段階で安全に関する仕様をメーカーに提示するとともに、使用開始後に明らかになった安全に関する情報をメーカーにフィードバックしましょう。

# 転倒災害防止用教材の活用

## STOP! 転倒災害 プロジェクト

## 転倒災害について



● 厚労省の  
「職場の安全サイト」  
からダウンロードできます



厚生労働省  
職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。  
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計 | 災害事例 | リスクアセスメント実施支援システム | 安全衛生キーワード | 化学物質 | 免許・技能講習

ホーム > STOP! 転倒災害プロジェクト

### STOP! 転倒災害プロジェクト

転倒災害についてはこちら | 転倒災害対策についてはこちら | 転倒災害対策好事例についてはこちら

厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上、死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

このサイトには、転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しております。皆さまの職場での転倒災害防止対策の推進に、ぜひお役立てください。

- リーフレット
- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」要綱

#### お知らせ

更新履歴

- 10月5日 資料・教材に「転倒災害について」を掲載しました。
- 9月3日 「転倒災害対策について」の構成を一部変更しました。

#### 労働災害防止団体の取組

### STOP! 転倒災害プロジェクト

- 建炎防作成ポスター
- 陸炎防作成 転倒災害防止リーフレット
- 林業業STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱

#### セミナー等のご案内

- 転びの予防セミナー～身体機能低下による労働災害を防ぐ～
- げんきde働くための健康づくり実践セミナー
- 職場の転倒災害防止セミナー
- 転倒防止対策セミナーを開催しませんか？

#### 資料・教材

- 転倒災害について  
(※資料をダウンロード後、スライドショーを実施してください。)
- 転倒防止対策のついでにスライドショー
- 安衛研作成 スーパーマーケット店舗内の滑りやすさマップ
- 安衛研作成 (映像教材)滑りによる転倒災害を防止しましょう

次の記事へ ▶  
前の記事へ ◀

← ここから  
ダウンロードできます

## Ⅲ 転倒災害を防ぐためには… -①

**STOP!** 転倒災害  
プロジェクト

- ▶ 日頃から整理・整頓・清掃・清潔に取り組むことが、転倒災害を防ぐためには重要です。
- ▶ 4Sと覚えてください。  
例えば、歩く場所に物を放置しない、  
床面の汚れを取り除く、  
こうしたことが転倒災害の防止につながります。





### Ⅲ 転倒災害を防ぐためには… -⑤

## STOP! 転倒災害 プロジェクト

▶ **また、作業に適した靴を着用することも重要です。**

#### 【POINT!】

- ① 靴の屈曲性
- ② 靴の重量
- ③ 靴の重量バランス
- ④ つま先部の高さ
- ⑤ 靴底と床の耐滑性のバランス

たいかつせい

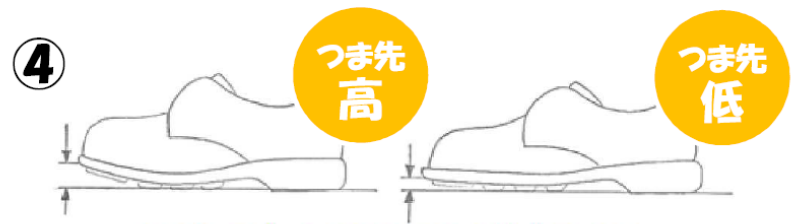


靴底の接地面積が大きくなり安定する。 靴底の接地面積が小さく不安定。



安定した歩行ができる。 トウダウンが発生する。

※先芯が樹脂製のものをおすすめします。



ある程度のトゥスプリングの高さは必要である。



# 転倒災害防止用教材など



独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所

National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

[交通アクセス](#)
[サイトマップ](#)
[English](#)

 文字サイズ [小](#) [中](#) [大](#)

 サイト内検索  

ホーム HOME	JNIOOSHについて 組織情報	研究グループ 研究活動の紹介	刊行物・報告書等 研究成果一覧	広報・イベント情報 イベント・共同研究・施設貸与等	調達情報 入札公告・契約締結状況等	採用情報 研究員・臨時職員等
-------------	---------------------	-------------------	--------------------	------------------------------	----------------------	-------------------

[ホーム](#) > [刊行物・報告書等](#) > [報告書・リーフレット等](#) > [【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう](#)

刊行物・報告書等 研究成果一覧
▶ 刊行物・報告書等
▶ 研究・調査報告トピックス
▶ 知的財産権

## 【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

第12次労働災害防止計画（平成25年度-29年度）において、小売業では転倒災害の割合が34%と高く（全業種では約20%）、個人の行動に着目した新しい労働災害防止の手法が必要であると指摘されています。このような実態を踏まえ、当研究所では平成25年度に開始したプロジェクト研究「労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及」のサブテーマ「小売業における転倒災害防止支援策の検討と普及」において、小売業の中でも店舗の規模によらず施設形態が類似しているスーパーマーケットに焦点を当て、転倒災害防止に向けた対策ツールの検討を進めてきました。

# STOP！ 転倒災害プロジェクト



# 転倒災害防止のための見える化事例集

～青梅署STOP！転倒災害プロジェクト～

青梅労働基準監督署では、「転倒災害防止」及び「安全の見える化」の一層の推進を図るため、「青梅署STOP！転倒災害プロジェクト」として取り組みを進めています。

「安全の見える化」とは、職場に潜む危険を目に見える形にすることによって安全活動をより効果的に行う取組です。

このリーフレットは、当署管内企業から寄せられた転倒災害防止の見える化の事例から、優良な事例を集めたものとなっています。

本事例を参考とし、皆さまの職場でも転倒災害防止に係る見える化を推進しましょう！

## I. 階段での転倒災害を防止するための見える化

タイトル	外階段の滑り止め対策
事例	
ポイント	コンクリート上に、すべり止め用ビニール製シートを貼った（コンクリートだと雨の日は滑りやすく、滑り止めは踏みやすいため）。

タイトル	階段昇降時の注意表示
事例	
ポイント	表示板を目の高さに貼った。

タイトル	階段の見える化
事例	
ポイント	「階段両側に手摺り取付け」、「歩行区分」、手摺り使用の表示を行い転倒防止！

タイトル	階段昇降時転倒災害防止対策
事例	
ポイント	昇り、下りを明確にした。また、手すりを増やすことにより、いざという時に、手すりをつかめるようにした。

タイトル	明示による啓蒙活動
事例	
ポイント	「階段昇降時の転倒防止7ヶ条」の個別明示。

タイトル	階段昇降時の注意表示
事例	
ポイント	階段及び段差にペイントした（コンクリートだと足を上げる距離感が分かりづらいため）。

タイトル	明示による啓蒙活動
事例	
ポイント	全ての階段に「階段昇降時の転倒防止7ヶ条」を掲示！

タイトル	下り階段の安全確保
事例	
ポイント	左側通行としていた階段の歩行帯を直線手摺りのある壁側に変更し、歩行帯指示ステッカーを番光式に変更した。

タイトル	階段の通行の表示
事例	
ポイント	衝突防止、落下防止の表示。

タイトル	音声で注意喚起
事例	
ポイント	人が通ると「手摺を持ちましょう」という音声が発れる。

タイトル	階段への啓蒙表示
事例	
ポイント	「ホ・ケ・手・な・し」活動の展開による転倒災害防止。

タイトル	階段歩行時の踏み・落下防止
事例	
ポイント	段差を黄色く塗り、一番下の段差を黄色く目立つようにした。

タイトル	階段の通行の表示
事例	
ポイント	「昇降時には手すりを使用しよう」の表示。

タイトル	階段での踏み外し防止対策
事例	
ポイント	降りる階段側の最後の段に③、②、①と残りの段数を表示し、意識付けを行った。



# 健康診断

## 労働者に対する健康診断実施の義務付け (安衛法第66条ほか)

### 雇い入れ時・1年以内ごとに1回

事業者、健康診断機関の皆さまへ  
労働安全衛生法に基づく  
定期健康診断等の診断項目の  
取扱いが一部変更になります  
(平成30年4月から適用)

平成29年8月4日厚労省0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」

診断項目 ※ 診断項目自体に変更はありません。

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長(*), 体重, 視力(*), 聴力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査(*)及び聴診検査(*)
5	血圧の測定
6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)(**)
7	肝機能検査(GOT, GPT, $\gamma$ -GTP)(**)
8	血中脂質検査(LDLコレステロール, HDLコレステロール, 血清リソリセリン)(*)
9	血糖検査(*)
10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11	心電図検査(*)

(\*)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

- 8. 血中脂質検査について  
→ LDLコレステロールの評価方法が示されました。  
LDLコレステロールの測定値をより正確に把握するため、LDLコレステロールから求める方法、又はLDLコレステロール測定法によることが示されました。
- 9. 血糖検査について  
→ 空腹時又は随時血糖の検査を必須とし、HbA1cのみの検査は認められません。
- 10. 尿検査等について  
→ 医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望まれます。

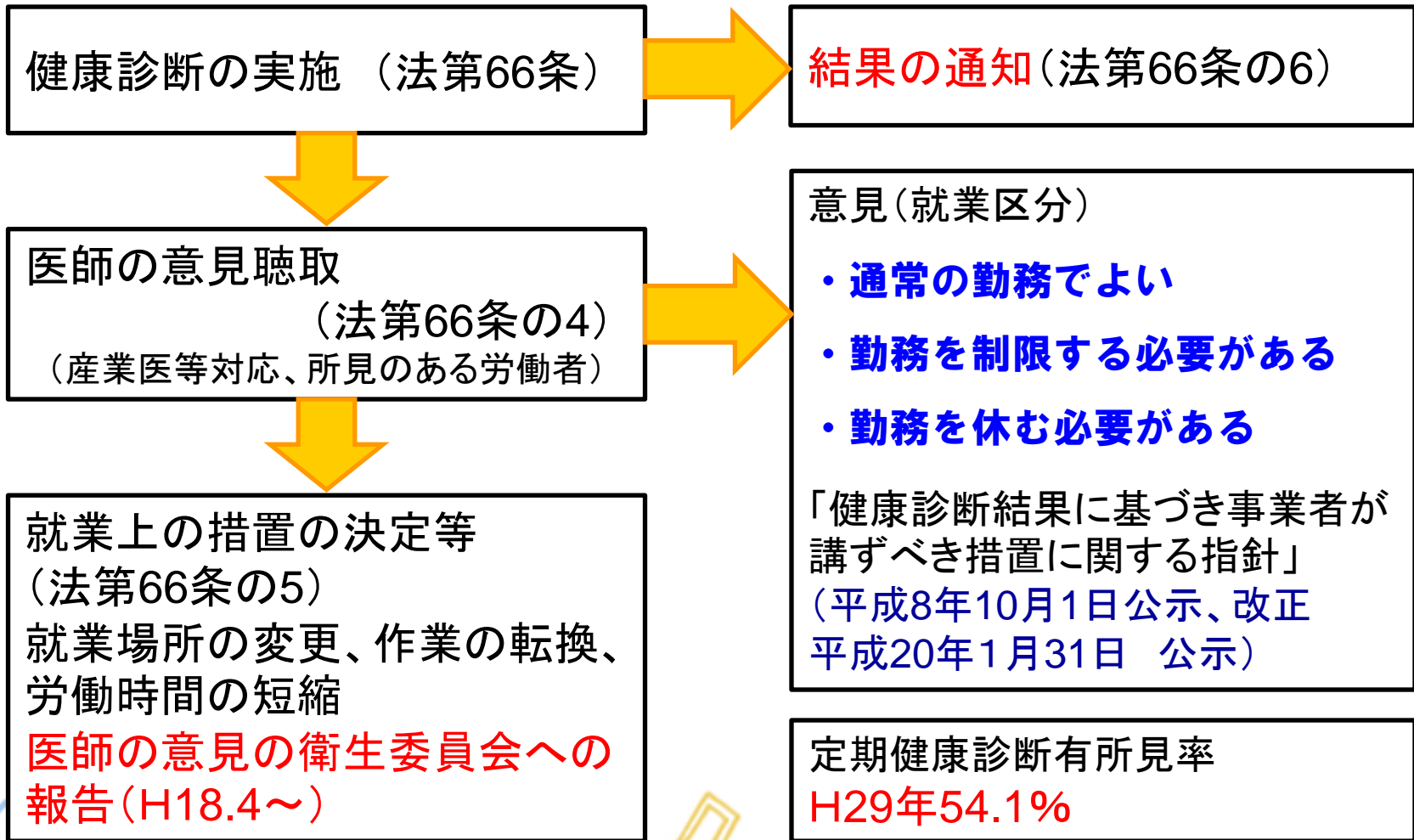
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. 既往歴および業務歴の調査
  2. 自覚症状および他覚症状の有無の検査
  3. 身長, 体重, 視力及び聴力の調査
  4. 腹囲の検査
  5. 胸部エックス線検査
  6. 血圧の測定
  7. 貧血検査(血色素量, 赤血球数)
  8. 肝機能検査(GOT, GTP,  $\gamma$ -GTP)
  9. 血中脂質検査(コレステロール等)
  10. 血糖検査
  11. 尿検査
  12. 心電図検査
- ※ 年齢によって、検査項目を省略できます。

- ◆ 従業員の健康状態等を把握
- ◆ 安全配慮義務に対するリスク管理
- ◆ 実施費用は原則会社負担
- ◆ 健康診断結果は本人に通知
- ◆ 健康診断結果は5年間保存



## 健康診断の実施と事後措置



## 労働者の心の健康の保持増進のための指針

- 衛生委員会等における調査審議
- 心の健康づくり計画の策定
- 4つのケア
  - ① セルフケア
  - ② ラインによるケア
  - ③ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア
  - ④ 事業場外資源によるケア

により推進

- 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任

(衛生管理者等や常勤の保健師等から選任することが望ましい)



# 安全衛生教育の実施等

- 第四章 安全衛生教育
  - 第35条 (雇入れ時等の教育)
  - 第36～39条 (特別教育関係)
  - 第40条 (職長等の教育)
- その他
  - 能力向上教育
  - 特別教育に準じた教育、など





文字サイズの変更 標準 大 特大 調べたい語句を入力してください 検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム 政策について 分野別の政策一覧 雇用・労働 労働基準 安全・衛生 外国人労働者の安全衛生対策について

## 外国人労働者の安全衛生対策について

外国人労働者の安全衛生対策について

パンフレット等

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つマニュアルがご覧いただけます。  
(日本語で作成したマニュアルを、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語に翻訳しています)

外国人労働者の労働災害防止(クリックすると東京労働局のホームページにジャンプします)

講習会等のご案内

外国人造船就労者及び外国人造船就労者を雇用する事業者に対する安全衛生教育(厚生労働省委託事業)

平成27年4月より、外国人造船就労者受入事業が開始され、日本国内で就労する、外国人造船就労者は年々増加しています。造船現場では、再入国する外国人造船就労者との混在作業にも留意する必要があります。そのため、平成29年度より、この事の造船現場における基本的な安全対策及び外国人を雇用する事業者の安全管理の前提となる基の安全衛生教育を無料で実施しています。

照会先:

労働基準局安全衛生部安全課

(パンフレット等に関する照会先)  
物流・サービス産業・マネジメント班(内線5487)

(講習会等のご案内に関する照会先)  
建設安全対策室(内線5488)



ホーム 政策について 分野別の政策一覧 雇用・労働 労働基準 安全・衛生 外国人労働者の安全衛生対策について

ページの先頭へ戻る

- リンク・著作権等について
- 個人情報保護方針
- 所在地案内
- 他府省、地方支分部局へのリンク
- アクセシビリティについて
- サイトの使い方(ヘルプ)
- RSSについて



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

## 外国人労働者の労働災害防止にかかるテキスト

東京労働局のホームページからダウンロードできます ⇒



### 安全に働くための基本

建設業  
英語、ポルトガル語版

- Anzen ni hataraku tame no kihon
- Basics for safety at work
- Medidas básicas para a segurança no trabalho



東京労働局



- 作業の進め方はけがのもと。ボタンを付けて、袖口を縫いよ。
- Fukusô no mise no kega no moto. Boton o kakefe, sodeguchi o shimeyo.
- Loose clothes can cause an injury; fasten every button and cuff.
- Roupa vestida com desleixo é causa de acidente. Abotoe completamente a roupa; feche bem os punhos das mangas.



- けがの恐れ。吸い取った毒物質を避けよ。
- tsutsu kara mi o mamere. Kimerareta hogoyu o
- tom danger and hazardous substance; put on the equipment as instructed.
- substâncias nocivas e perigosas. Utilize rotação especificadas.

- 階段 転落のおおけがのもと。足元を注意。手すりを握て。
- Tsuraku. Tenzoku wa ôkega no chokkyetsu. Kaidan dewa ashimoto o ikitunin. Tesuri o motte.
- Fall can lead to a serious injury; watch your step and hold the handrails on the stairs.
- Quedas podem causar ferimentos graves. Camineie com cuidado e segure-se no corrimão ao subir ou descer escadas.



- 床の油、水、埃。滑り、落下のおおけがのもと。
- Yuka no abura, mizu, zanzai, mizukobore ni kakurui shimagara hōshi seyo.
- Beware of the floor with unevens, spilled water; watch your forward.
- Cuidado com diferença de níveis e água derramada no chão. Evite tropeçar observando o chão à sua frente.

### 職場内の危険への対処の基本

建設業  
英語、ポルトガル語版

- Shokubanai no kiken eno taisho no kihon
- Basic against hazards at work
- Medidas para Prevenção de acidentes no trabalho



東京労働局



# 安全標識用語代表例

- Anzen Hyōshiki yōgo daihyōrei
- Ejemplos típicos de señalizaciones de seguridad
- 代表性的安全标语口号

職場内の危険への  
対処の基本

建設業以外  
スペイン語、中国語版

Shokubanai no kiken eno tansho no kihon  
Medidas para la prevención de situaciones  
peligrosas en el trabajo.  
EJEMPLOS TÍPICOS



東京労働局

たちいりきんし  
立入禁止

- Tachiiri kinshi
- Prohibido la entrada
- 禁止进入



危険  
立入禁止  
DANGER  
DO NOT ENTER

つうこうきんし  
通行禁止

- Tsūkō kinshi
- Prohibido pasar
- 禁止通行



通行禁止  
DO NOT ENTER

しようきんし  
使用禁止

- Shiyō kinshi
- Prohibido el uso
- 禁止使用



使用禁止  
DO NOT USE

ずじょうちゅうい  
頭上注意

- Zujō chūi
- Cuidado arriba
- 小心头上



頭上注意  
WATCH YOUR HEAD

かきげんきん  
火気厳禁

- Kaki genkin
- Prohibido fumar y encender fuego
- 严禁烟火



危険  
火気厳禁  
DANGER  
FIRE PROHIBITED

## 建設作業員の安全

Safety of the construction industry workers  
An toàn lao động đối với công nhân xây dựng



ベトナム建設人材育成推進協議会

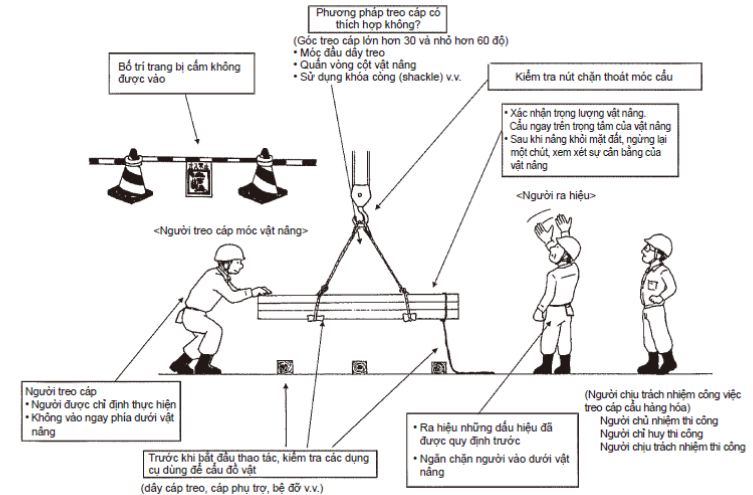
# THAO TÁC TREO CÁP CẦU HÀNG HÓA

Người treo cáp, người tháo gỡ, người ra hiệu

Bạn có phải là người có chứng chỉ "người treo cáp" không?

Treo cáp cho cần cẩu có sức nâng trên hoặc bằng 1 tấn <người học xong lớp học kỹ năng về treo cáp >  
Treo cáp cho cần cẩu có sức nâng dưới 1 tấn <người học xong khóa đặc huấn về treo cáp >

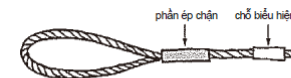
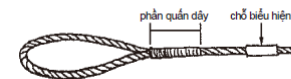
Nhất định phải xác nhận với Tổ trưởng hoặc người phụ trách công việc treo cáp cầu hàng hóa rằng nhiệm vụ của mình là gì



## <<Bảo hiệu đã kiểm tra cáp treo>>

- Biển báo làm bằng nhựa cách điện.
- Nếu thay đổi biển báo, tháo biển của tháng trước, sau đó gắn biển tháng này.

Tháng	Màu biểu hiện
Tháng 1, 4, 7, 10	Màu xanh
Tháng 2, 5, 8, 11	Màu vàng
Tháng 3, 6, 9, 12	Màu đỏ



# 労働安全衛生法 第28条の2

- 職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施するよう努めなければならない(努力義務)。

## リスクアセスメントの実施時期

### 労働安全衛生規則第24条の11

危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
- 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 前三号に掲げるもののほか、業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。





働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。  
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

 検索

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント  
実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

免許・技能講習

ホーム > [リスクアセスメントの実施支援システム](#) > 食品加工作業

## 食品加工作業における リスクアセスメント～災害ゼロをめざして!!～

### 1. リスクアセスメントの実施は事業者の責務

### 2. リスクアセスメントとは

- 2-1. リスクアセスメントとは
- 2-2. 「自主的な安全衛生対策」へのソフトチェンジ

### 3. リスクアセスメントの目的と導入による効果

- 3-1. リスクアセスメントの目的
- 3-2. リスクアセスメント導入による効果

### 4. 食品加工作業における災害発生状況

### 5. 危険性・有害性から労働災害へ

### 6. 労働災害が事業者にもたらすもの

### 7. リスクとハザード

- 7-1. 用語の定義
- 7-2. 「危険性又は有害性(ハザード)」と「リスク」の違いとは

### 8. リスクアセスメントの導入・実施手順

- 8-1. 実施体制の確立
- 8-2. 実施時期と対象の選定
- 8-3. 情報の入手
- 8-4. 危険性・有害性の特定
- 8-5. リスクの見積もり
- 8-6. リスク低減措置の検討および実施
- 8-7. 実施状況の記録と見直し



### リスクアセスメント一覧

#### 食品加工作業

- マトリクスを用いた方法
- 操作方法
- 数値化による方法
- 操作方法



ビルメンテナンス業における  
**リスクアセスメント**  
～災害ゼロをめざして!!～

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

自動車整備業における  
**リスクアセスメント**  
～災害ゼロをめざして!!～

厚生労働省・中央労働災害防止協会  
協力 社団法人日本自動車整備協会

木材加工業における  
**リスクアセスメントの  
すすめ方**

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

印刷・製本作業における  
**リスクアセスメントの  
すすめ方**

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

金属加工業における  
**リスクアセスメントの  
すすめ方**

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

リスクアセスメントを  
はじめよう

RISK ASSESSMENT  
溶接作業における  
**リスクアセスメントの  
すすめ方**

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

運輸業等における荷役災害の  
**リスクアセスメントのすすめ方**

RISK ASSESSMENT

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

流通・小売業における行動災害の  
**リスクアセスメントのすすめ方**

RISK ASSESSMENT

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

食品加工業における  
**リスクアセスメント**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働災害を防止するため  
**リスクアセスメントを実施しましょう**  
労働安全衛生法が改正されました。(平成28年6月1日施行)

一定の危険有害性のある化学物質(640物質)について  
1. 事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。  
2. 事業者が自ら行うか、外部へ委託するかを判断できるようになりました。

<リスクアセスメントとは>  
化学物質やその他の有害物質と有害性を特定し、それによる労働者への  
健康または身体障害を生じるとされるリスクを特定し、リスク低減対策を  
検討することになります。

<対象となる事業場とは>  
業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造、取扱いを行う  
すべての事業場が対象となります。  
業種別、事業場規模にかかわらず、製菓業、製糖業、小売業、飲食店、医薬品製造業など  
さまざまな業種で化学物質を含む製品が使用されており、労働災害のリスクが  
あります。

<リスクアセスメントの実施義務の対象範囲>  
事業場で行っている製造に、労働者が直接または間接に接触します。その  
労働安全データシート(SDS)の交付義務の対象である640物質です。  
640物質は以下のサイトで公開されています。  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku\\_0502\\_010.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku_0502_010.html)

事業者のSDS(データシート) SDS

対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

あなたの現場でも化学物質を使っていますか？  
リスクアセスメントのやり方を見ていきましょう

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



RISK ASSESSMENT  
めっき作業における  
**リスクアセスメントの  
すすめ方**

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

RISK ASSESSMENT  
製品組立作業における  
**リスクアセスメントの  
すすめ方**

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

RISK ASSESSMENT  
成形作業における  
**リスクアセスメントの  
すすめ方**

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

RISK ASSESSMENT  
塗装作業における  
**リスクアセスメントの  
すすめ方**

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

RISK ASSESSMENT  
熱処理作業における  
**リスクアセスメントの  
すすめ方**

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

# 対象の673物質 は・・・



職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全  
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント  
実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

ホーム > GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

## GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

GHS及び安衛法第57条の2に基づく通知対象物質及び通知対象外物質のモデルSDS情報が検索できます。

モデルラベル  
モデルSDS 一覧表

安衛法モデルラベル  
一覧表

GHS分類結果

検索方法

**new** 最近掲載した情報につきましては「化学物質(更新情報)」の一覧表もご覧ください。

検索条件を入力し、右側にある検索開始ボタンをクリックしてください。

リスト

### 化学物質名(日本語)での検索

(**全角文字**で入力してください。検索語の間に全角スペースを入れると、and検索になります。数字、ハイフン(-)、コンマ(,)は使用できません)

(例:アクリル アミド)

検索開始

### 化学物質名(英語)での検索

(**半角アルファベット**で入力してください。検索語の間に半角スペースを入れると、and検索になります。数字、ハイフン(-)、コンマ(,)は使用できません)

(例:acrylamide)

検索開始

### 化学式での検索

(**半角英数字**で入力してください。)

(例:C3H6NOの場合は、C3H5NO)

検索開始

### CAS番号での検索

(**半角数字**及びハイフン(-)で入力してください)

(例:79-06-1)

検索開始

化学物質※を  
取扱う事業場の皆さまへ

※令別表9に掲げる **663物質** (平成29年3月1日～)  
なお、平成30年7月1日から **672物質** となります

## リスクアセスメントを実施しましょう

平成28年6月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、化学物質(労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質等)について、以下の3点が義務づけられています

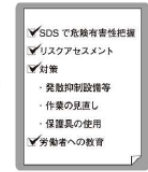
- ◆ 事業場における 【 **リスクアセスメントの実施** 】
- ◆ 譲渡・提供時の 【 **安全データシート(SDS)の提供** 】
- ◆ 譲渡・提供時の 【 **容器等へのラベル表示** 】



化学物質を取り扱う事業場では・・・

## ラベルで アクション

運動実施中



製品が来る

ラベルを見る

今すぐ**安全対策**

危険性・有害性のある化学品には下記の絵表示(GHSラベル)があります。



容器等のラベルに危険有害性を示す**GHS絵表示**のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート(SDS)**を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。

SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメント**を実施しましょう。

化学物質の危険有害性の情報が適切に伝達され、事業者がその取り扱い状況に応じて適切に管理できるようにすることが重要です。

第9次 粉じん障害防止総合対策について



「粉じん障害防止計画(粉じん県)」が策定された昭和55年と比べ、新たに公認の発塵がみられた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その数は100人まで後退しており、平成29年は122人となりました。粉じん障害の防止対策の効果は顕著にあらわれています。

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、第9次粉じん障害防止総合対策(平成30年度～平成34年度)を策定しました。

事業主に先がけしては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための取組を推進

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要



振動障害の予防のため

— 新たな振動障害予防対策の

国際標準化機構 (ISO)、実地での取組状況等を踏まえて、そのレベルに応じて、適切にばく露される取組を奨励することによる振動障害予防対策に取り組むことが必要です。



障害防止のためのガイドライン



振動は、人に不快感を与えたり、疲労や頭痛、肩凝りなどを招き、重症化することから、健康被害の恐れがあることから、その防止対策の推進による取組です。労働者では必ずしも振動計による測定は必要ありません。

建設現場における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインのポイント

内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒を予防しましょう！



快適なVDT作業のために

厚生労働省では、VDT作業による疲労を軽減し、快適な作業環境を実現するために、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を策定しました。

その他、これら労働衛生関係のリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます

厚生労働省 安全衛生関係リーフレット



主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

産業保健総合支援センター・地域窓口

産保センターでは、職場のメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援 <http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



産業保健総合支援センター



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。

支援 【労働者健康安全機構】 0570-783046



↑QRコード

産業保健関係助成金



治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県毎に両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説サイト <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni tsuite/bunya/0000115267.html>



治療と職業生活の両立



両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/0000162833.html>



治療と仕事の両立支援 助成金



腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援 [http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700\\_youtsu.html](http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html)



腰痛予防対策講習会



メンタルヘルス対策

指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、ストレスチェック実施プログラム(無料)がダウンロードできます。

支援 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/ro udoukjun/anzenisei12/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援 解説サイト <https://kokoro.mhlw.go.jp/>



こころの耳



化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。

解説サイト [http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/an zen/kag/kagaku\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/an zen/kag/kagaku_index.html)



職場のあんぜんサイト 化学物質



受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

支援 解説サイト [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni tsuite/bunya/koyou\\_r oudou/roudoukjun/anzen/kit suen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni tsuite/bunya/koyou_r oudou/roudoukjun/anzen/kit suen/index.html)



職場 受動喫煙



働き方改革

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進することを目的に、長時間労働の是正や多様な働き方の実現等のための措置を講じます。

解説サイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/0000148322.html>



働き方改革



主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会  
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

# 外部機関を活用して、効果的に取組みましょう！

ホームページにより確認してから活用してください。

**無料**

**独立行政法人 労働者健康安全機構** \*有料となる場合もあります  
**東京産業保健総合支援センター**

事業場で産業保健活動に携わる「産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々」を対象に「産業保健研修」や「専門的な相談」などの支援を行っています。

産業保健スタッフに対する「専門的研修の実施」

産業保健スタッフからの「専門的相談への対応」

メンタルヘルス対策の普及促進のための「個別訪問支援」

治療と職業生活のための「両立支援活動」

## 地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを行っています。都内18労働基準監督署(支署)管轄区域毎に設置されています。

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断の結果について医師からの意見聴取

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

個別訪問による産業保健指導の実施

大企業の営業所等で労働者数50人未満の事業場においては、本社等で選任されている産業医等の協力を得られるようにお願いします。

**有料**

## 中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会は労働災害防止団体にに基づき設立されています。

1 安全衛生意識高揚のための運動の展開

2 企業の指導者、安全衛生スタッフの養成

3 専門家による技術支援の実施

4 安全衛生情報の提供

5 労働災害防止のための調査研究等

6 ゼロ災運動の展開

7 心身両面による健康・快適職場づくりの推進

**有料**

## 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

### こんな時に活用できます

- 労働災害が発生したとき
- 労働安全衛生マネジメントを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき

- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生後援や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成を行うとき
- 安全衛生管理活動の活性化 等

**有料**

## 公益社団法人 日本作業環境測定協会

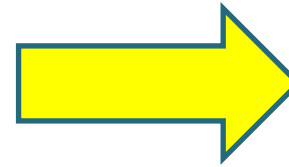
日本作業環境測定協会は作業環境測定法に基づき、作業環境測定士および作業環境測定機関の業務の進歩改善に資する事などを目的として設立されています。

### 作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場

- 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場
- 放射線業務を行う作業場所(放射性物質取扱作業室、事故由来廃棄物等取扱施設)
- 一定の鉛他金属類取扱業務の屋内作業場
- 特定化学物質(第1類物質または第2類物質)製造し、または取扱う屋内作業場
- 有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取扱う一定の業務を行う屋内作業場

# 労働者死傷病報告

休業1日以上



所轄労基署

業務中等の負傷により、死亡又は1日以上休業した場合は、**労災保険**を使用していなくても「労働者死傷病報告書」を**遅滞なく**所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。

